

平成29年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成29年3月2日（木曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 第11号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第12号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第13号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第14号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第15号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第16号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 第2号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第3号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第5号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第6号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第7号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第8号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第9号議案 字の区域の変更について
第10号議案 町道路線の認定及び廃止について
第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算
第18号議案 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算
第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算
第22号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第23号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算
第25号議案 平成29年度幸田町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監兼 企業立地課長	志賀幸弘君
総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長 兼こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長	藪田芳秀君
環境経済部次長 兼産業振興課長	鳥居栄一君	兼健康課長	
教育部次長兼 学校教育課長	羽根潤闘志君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成29年第1回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり平成29年度当初予算を始めとする25件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のために十分な審議を行い、町民の負託に応えるべき努力をしたいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

寒さも少し緩んではまいりましたが、議員各位には十分体調に留意をされまして、議会に臨んでいただきたいと思っております。開会の挨拶といたします。

お諮りいたします。

本日、議場内において、三河湾ネットワーク社が取材のため議場内のカメラ撮影を行いますので、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

近ごろは雨が降るたびに、木々の芽もいよいよ膨らみ始め、これから徐々に寒さからも和らいでくるのではと、春の訪れを感じているところでございます。

また、学舎におきましては、昨日の幸田高校卒業式を皮切りに、明日の3中学校卒業式、3月16日には小学校、また3月24日には8つの保育園にて、それぞれ卒業式や卒園式が執り行われます。

さて、本日、ここに平成29年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様がたには何かと御多用の中、早朝より御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます議案は、平成29年度の当初予算を初めとしまして、全部で25件の議案をお願いさせていただくものでございます。また、本日、即決にてお願いをさせていただきます幸田町教育委員会教育長の任命に関する人事案件1件、平成28年度の補正予算関係につきましては、一般会計補正予算を初めとする6件でございます。このほか、幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを初めとする単行議案9件、そして、当初予算関係につきましては、一般会計を初め9件の議案をお願いするものでございますが、後ほど、私から施政方針、予算の概要を述べさせていただきます、提案理由とその概要につきまして説明させていただきます。

いずれもこれからの町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも、慎重に御審議をいただき、御可決・御承認・御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、6名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元のほうに平成29年度予算の大要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成29年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

開会 午前 9時06分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のために出席を求めた理事者はお手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を2番 伊與田伸吾君、3番 稲吉照夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月27日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査11月分、12月分の2件、定期監査5件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、平成28年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に印刷配布のとおりでありますから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、平成29年度の予算の大要と施政方針につきまして、よろしく願いいたします。

平成29年3月2日、幸田町長大須賀一誠。

未来の笑顔につながる環境づくり。ともに育み、多世代が生き生きできるまちを目指して。

本日、平成29年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

さて社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響も懸念される状況となっています。

本町におきましても、歳入の根幹をなす町税につきまして、個人町民税・固定資産税等は増額を見込んでいますが、法人町民税は、企業収益の減少等の影響から減額とし、町税全体では対前年度4.8%減の78億6,900万円といたしました。

このような情勢ではありますが、これからも若い世代を中心に人口が伸び、成長を続ける本町であり、認定こども園や事業所内保育事業への運営支援、小中学校・児童館の整備、また放課後児童クラブの充実を図るなど、子育て・教育環境の整備を進めてまいります。

一方、障がいのある方や高齢者の方への取り組みとして、福祉医療による給付の支援に加え、成年後見支援センターや基幹相談支援センターを設置するなど、安心して生活ができるよう支援体制の強化も図ってまいります。

また、本町の文化拠点として、まちの発展に寄与してきた町民会館につきましては、開館から20年が経過いたしました。今後もより多くの町民の方に長く利用していただくため、大規模な改修を行うなど、新年度予算は「未来の笑顔につながる環境づくり」をキーワードに、ともに育み、多世代が生き生きできるまちを目指して、可能な限りその負託に応えるべく配慮をいたしました。

ここで、新年度の予算の概要につきまして触れさせていただきます。

平成29年度当初予算案の概要でございます。

1番としまして、予算の規模でありますけれども、平成29年度当初予算の規模は、一般会計及び7つの特別会計並びに企業会計合わせて241億4,744万円となり、前年度に対しまして8億8,595万円、3.8%増となっております。

一般会計につきましては、総額153億8,000万円、対前年度比7.9%増といたしまして、その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額3,808万円、67%増といたしました。用地の先行取得費が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費の増を見込み、総額38億4,472万円、1.3%増といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額4億62万円、10.2%増といたしました。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度改正による新総合事業の開始と第6期計画における給付費の増を見込み、総額19億4,360万円、5.9%増といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、事業の計画的な推進をしており、建物移転の完了により、総額3億3,437万円、34.1%減といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設等の維持管理及び町債の償還に要する経費が主なもので、総額3億4,856万円、7.4%減といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水処理に要する費用並びに町債への償還が主なもので、総額7億5,358万円、0.8%増といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億3,230万円、0.2%減、また資本的支出にあつては、永野送水ポンプ場の更新工事費の減少等により3億7,164万円、40.2%減といたしました。

2番目といたしましては、一般会計の歳入でございます。

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度3億9,256万円減、4.8%減の78億6,900万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び給与所得の伸び等により、対前年度1,900万円増、0.8%増といたしました。

また、法人町民税につきましては、自動車関連企業の減収により、対前年度6億4,660万円減、71.4%減とし、町民税の総額を対前年度6億2,760万円減、18.3%減の27億9,900万円といたしました。

固定資産税につきましては、土地は企業等の事業用地の農地転用等による増、家屋は土地区画整理事業区画内を中心とした一般住宅及び大規模店舗等の新築による増、償却資産は企業の設備投資の促進による増を見込み、固定資産税の総額を対前年度2億2,504万円増、5.4%増の43億9,300万円といたしました。

軽自動車税につきましては、燃費性能がすぐれている軽自動車税の税率を新規取得した翌年度に限り軽減する特例措置が終了し、本来の税率に戻ることに伴う増により、対前年度100万円増、1.1%増の9,150万円といたしました。

たばこ税につきましては、前年度と同額の2億7,300万円とし、入湯税につきましても、前年度と同額の350万円といたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、対前年度900万円増、3%増の3億900万円といたしました。

地方譲与税に実績を考慮し、対前年度1,300万円増、10.4%増の1億3,800万円といたしました。

利子割交付金につきましては、預貯金利子等の増加や法人の控除・還付額の減少等により、対前年度440万円増、88%増の940万円といたしました。

配当割交付金につきましては、少額投資非課税制度の利用者の増により、対前年度1,600万円減、28.6%減の4,000万円、株式等の譲渡所得割交付金につきましても、配当割交付金と同様の理由により、対前年度800万円減、25%減の2,400万円といたしました。

地方消費税交付金につきましても、前年度と同額の7億円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、非課税利用者の増加により、対前年度200万円減、9.5%減の1,900万円とし、自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しにより、対前年度2,800万円増、59.6%増の7,500万円とし、地方特例交付金につきましては、実績を考慮し、対前年度700万円増、21.2%増の4,000万円といたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の500万円といたしました。

分担金・負担金につきましては、減免の拡張に伴う保育料保護者負担金等の減により、対前年度900万円減、3.6%減の2億4,016万円とし、また、公営住宅や公共駐車場等にかかる使用料・手数料につきましては、放課後児童健全育成手数料の見直し等による増により、対前年度874万円増、4%増の2億2,933万円といたしました。

国庫支出金につきましては、認定こども園等施設型給付費負担金や次世代育成支援対策施設整備交付金、子ども・子育て支援整備交付金等の増に対し、公立学校施設整備費国庫負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金等の減により、対前年度1億5,634万円減、12.1%減の総額11億3,893万円とし、県支出金につきましては、参議院議員通常選挙費委託金等の減に対し、認定こども園等施設型給付費負担金や地域型保育給付費負担金等の増により、対前年度4,466万円増、6.2%増の総額7億5,966万円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入、基金利子が主なもので、総額1,088万円といたしました。

寄附金につきましては、返礼品による地元農産物や特産品をPRするふるさと寄附金が主なもので、ふるさと寄附金の好調を受け、当面は現状が継続されると見込み、また、町の知名度アップと産業PRができるよう門戸を広げ、対前年度12億8,000万円増、6,394.6%増の13億2万円といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため、主に基金財源で補填す

ることとしていますが、全体の財源調整及び事業推進のために、財政調整基金、教育施設整備基金からの繰り入れを行い、対前年度2億609万円増、15.1%増の総額15億7,375万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費が主な収入で、対前年度1,404万円増、2.8%増の5億788万円といたしました。

町債につきましては、(仮称)豊坂児童館建設事業に1億2,100万円、道路新設改良事業、町道野場横落線に1,200万円、災害対応特殊救急自動車整備事業に2,000万円、消防水利整備事業に800万円、消防指令システム共同整備事業に2億1,400万円、坂崎小学校校舎増築事業に1,700万円、芦谷公民館駐車場整備事業に800万円とし、対前年度1億1,000万円増、37.9%増の、総額4億円といたしました。

続きまして、3番目で、一般会計の歳出でございます。

義務的経費、人件費・扶助費・公債費につきましては、認定こども園等にかかる施設型給付や障害者福祉にかかる扶助費の増により、対前年度2億5,054万円増、4%増の総額64億4,024万円であります。

投資的経費、普通建設事業費・災害復旧費につきましては、対前年度3,826万円減、2.2%減の総額16億9,329万円であります。

普通建設事業の主なものといたしましては、岡崎市こども発達センター整備負担金、(仮称)豊坂児童館建設事業、道路新設改良事業、町道野場横落線ほか、消防指令システム共同整備負担金、災害対応特殊救急自動車整備事業、坂崎小学校校舎増築事業、町民会館さくらホール・つばきホールの音響・照明改修工事費等であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費等の経費の合計や、対前年度9億772万円増、14.4%増の総額72億1,646万円であります。主なものといたしましては、物件費において、ふるさと寄附業務にかかる委託料、補助費において、岡崎市こども発達センター運営費負担金、その他、医療施設等整備基金への積立金等であります。

以上が、平成29年度一般会計予算の概要であります。

それでは、施政方針に移りたいと思います。

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

社会経済情勢は、これまでの各種施策の効果もあって、少しずつ経済の好環境が生まれていますが、海外経済の不確実性等の影響によるリスクが懸念される状況もあります。

本町の税収につきましては、個人町民税や固定資産税は増加を見込んでおりますが、企業収益の減少等の影響により、法人町民税の減少が見込まれ、町税全体では減少が見込まれております。そのような中で、町民の皆様の未来の笑顔につながるよう、後年度負担に配慮しながら選択と集中の視点に立ち、めり張りの利いた行政運営を進めるとともに、職員の資質向上を図り、町民の皆様の御意見や御要望に応じてまいりたいと考えております。

このような認識のもと、新年度におきましては、「ともに育み、多世代が生き生きで

きるまち」を目指した町政運営に努めてまいります。また、まちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

第1に、安全・安心、いのちと暮らしをまもるぞ。

安全・安心施策につきましては、東日本大震災、熊本地震。東北・北海道における豪雨災害等を教訓に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。地域の防災リーダーの養成を初め、地区防災訓練の実施を積極的に推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。また、南海トラフ地震の発生が危惧される中、災害時の役場組織の初動体制を確立するため、業務継続計画の策定に取り組み、災害時の適切な業務の実施と早期復旧を目指してまいります。その他、民間木造住宅耐震改修費補助を初めとし、耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

防災、防犯、環境等のさまざまな問題を含む空き家対策につきましては、空き家の適正管理や利活用に関する事項、実施体制等を定める空き家対策基本計画を策定してまいります。

交通・防犯等につきましては、昨年の交通死亡事故の発生や犯罪の発生状況を踏まえ、警察、地域、学校等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行い、交通事故防止と犯罪発生防止に努めてまいります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の点検を行うとともに、防犯灯や防犯カメラの設置により犯罪抑止を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、誰もが気軽に利用でき、移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において、重要な住民の足となるよう、利用サービスの向上に努めてまいります。また、今年度、安全・安心なバス運行に資するため、古くなったコミュニティバス1台を更新してまいります。

便利で快適な生活をする上で、道路・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町道の拡張改良や生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施してまいります。舗装路面の性状調査につきましては、傷みの激しい路線・箇所を順次修繕を行ってまいります。また、道路橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁修繕工事を進めてまいります。菱池遊水地につきましては、土地利用計画を引き続き策定してまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき、県道及び区画道路の整備に取り組み、また、岩堀・六栗・里の3地区につきましても、順次整備し、都市基盤の整備を推進してまいります。

衛生的で、安心して住みたくなるまちづくりには、住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。上水道につきましては、「安全」、「強じん」、「持続」の観点から、水道施設の耐震対策として、避難所等の重要給水施設へ至る管路

の耐震化を図ります。また、土地区画整理事業にあわせ、配水管敷設等の水道施設整備を進め、水の安定供給に努めてまいります。

下水道につきましては、土地区画整理地内の整備がおおむね済み、町全体では農業集落排水事業と合わせますと、整備は概成してきております。この良好な住環境を保全し続けるための健全で持続可能な下水道経営を目指し、公営企業会計への移行に取り組むとともに、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水10地区の公共下水道への接続に向けた各種手続に取り組んでまいります。

また、農業や地域の安全性を守る排水機場やため池につきましては、愛知県や幸田土地改良区と協力して、耐震等の調査、計画づくり、改修に取り組んでまいります。新年度は県営土地改良事業として、菱池、鷺田及び新田の排水機場3地区と、光明寺池、宝谷池及び石塚池のため池3地区の実施計画策定、改修工事等を進めてまいります。

消防救急体制につきましては、近年の高齢社会の進展により、病院前救護を担う救急業務の責任はますます高まっています。そのため、救急救命士の養成及び隊員の資質、技術の向上を図り、もって救命率の向上に努めてまいります。また、災害対応特殊救急自動車の更新をいたします。

大地震を初めとする大規模災害の備えにつきましては、長期的・継続的な防災資機材の整備が必要であり、避難所等に必要な防災資機材を再整備してまいります。また、自主防災組織の可搬動力ポンプを更新し、地域防災力の充実に努めてまいります。

消防団につきましては、新年度は愛知県消防操法大会に出場し、団員の結束力をさらなるものといたします。今後もより一層消防力の向上に努めてまいります。

第2に、環境、自然豊かに美しく。

CO₂等温室効果ガスによる地球温暖化問題や不法投棄等による生活環境等の悪化は、地球全体の課題であり、また、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

近年、家庭での効率的なエネルギーの使用を促すさまざまなシステムが整備されてきたことから、新たな家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、蓄電池といった新エネルギーシステムを町民の皆様が導入する際の補助を行うとともに、次世代自動車の普及推進として、個人及び事業者に対する補助も継続してまいります。

ごみ問題への対応につきましては、資源循環型社会を目指して、一層の廃棄物減量・資源化を推進し、良好な生活環境の構築を図ってまいります。

また、自然観察会、環境学習講座、生態系を保つための活動を通じて、子どもたちからお年寄りまで幅広く町民の皆様に自然の大切さや環境問題及びごみ問題に対する意識の高揚を図ってまいります。

墓地につきましては、地域の共同墓地環境整備に対する補助を行いながら、今後の墓地整備について検討してまいります。

また、平成28年度供用開始した、蒲郡市幸田町衛生組合の新斎場「セレモニーホールとぼね」は順調に稼働しており、健全な運営に引き続き努めてまいります。

第3に、産業振興、幸田から全国へ世界へ。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳し

い情勢となっております。このような中、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行うとともに、農地集積事業として農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援する一方、担い手の育成に向けた農業研修や農業への理解を深める親子農業体験教室及び箕輪町農業体験交流を行うなど、町・生産者・JA等が一体となって産業振興を図ってまいります。

特産物の販売促進につきましては、地産地消事業を推進するとともに、安全で安心な農産物の生産から出荷・販売支援についての仕組みを構築するなど、産地ブランドの確立に努めてまいります。また、こうした産業まつりの充実を図るとともに、JAまつりや友好交流物産展等、町外のイベントへの参加を通して、PRやマスコミを活用した宣伝効果による販売促進及び町内購買力の向上を図ってまいります。

新年度から、第3次食育推進計画がスタートします。食や健康を取り巻く社会情勢が変化する中、計画の推進状況を分析し、食育に関する施策を計画的に推進してまいります。

近年では、特に地元農産物・旬のものを地域で消費する地産地消型の促進と、特色ある農産物加工品の創出が注目されており、これまで以上に農業団体との連携や道の駅「筆柿の里・幸田」を活用して、より具体的な方策を検討してまいります。新年度も引き続き樹齢300年と推定される筆柿の古木を活用し、本町の特産物の宣伝、販売促進を支援してまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」におきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、引き続き各種イベントを開催し、町内外から訪れる方々に魅力ある地域の農産物や加工品を提供することで、リピーターの増加を目指しております。

鳥獣害対策につきましては、新年度も引き続き国の補助事業であります「鳥獣被害防止総合対策」を、地域組織の協力を得て実施してまいります。また、個々の侵入防止対策補助やカラス等の捕獲等の事業につきましても、引き続き実施してまいります。

農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等を図る対策としての多面的機能支払交付金制度につきましては、引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や、林道一之小屋線の整備を進め、安心して作業できる環境づくりに努めてまいります。

商工につきましては、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続するとともに、町内中小企業が持つ技術力をアピールすることで、企業マッチングにつなげる見本市等出展に対する支援、新事業・新製品等特色ある新事業への取り組みに対する産業活性化支援事業により、中小企業の経営支援の充実を図ってまいります。また、幸田町創業支援事業計画に基づき、本町で創業を目指す新規事業者を、商工会や金融機関と連携して支援してまいります。

幸田駅前につきましては、駅前再開発を契機として、商業の発展を図るべく、商業関連施設の整備推進を支援する一方、にぎやかで活気があるまちづくりが図られるようイベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」や彦佐まつり、しだれ桜まつり、大井池桜まつり、あじさいまつり等、イベントの宣伝等に努めてまいります。また、観光パンフレットやホームページの内容を充実させることで、本町の魅力ある観光地への誘客の向上を図ってまいります。

企業立地につきましては、平成25年度に策定いたしました企業立地マスタープランの推進や、プレステージレクチャーズーものづくり日本講演会ーに継続して取り組むとともに、愛知工科大学内に設置しました幸田ものづくり研究センターで実施している幸田ものづくり改善インストラクター育成スクール事業や経営改善事業、サイエンスコミュニティ事業等を通して、企業の経営改善指導及び創業等にかかるものづくり人材の育成支援を進めてまいります。また、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

平成27年度に策定いたしました幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、スローガンである『幸田町の体力（産業力）の増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け、関係各課の連携を図りながら、取り組んでまいります。

第4に、健康・福祉、お年寄りまでみんなが元気。

救急医療対策におきまして、医療圏の救急医療の充実のため、平成32年度大学病院開業に向け、財政支援に必要な額を医療施設等整備基金に計画的に積み立てを行ってまいります。

健康の町推進事業につきましては、町民が主体的健康づくりに取り組むきっかけとして「健康マイレージ事業」を継続実施し、「第2次健康こうた21計画」の推進に取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、昨年度から定期接種となりましたが、乳幼児のB型肝炎予防接種を初め、子ども、高齢者の定期予防接種を推進するとともに、引き続き、ロタ及び高齢者肺炎球菌等の任意予防接種及び、風しん対策事業として抗体検査、ワクチン接種に対する助成を行って、感染症予防に努めてまいります。また、新型インフルエンザ等対策として、引き続きまん延防止のための対策準備を進めてまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診やがん検診を推進し、引き続き、がん検診の受診勧奨に力を入れてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診・乳幼児健診の実施、赤ちゃん訪問員や専門職による訪問事業、一般不妊治療に対する助成等を継続的に進め、妊娠期からの継続した支援を推進してまいります。

児童福祉につきましては、児童虐待の予防と対応を初め、「第3子が安心して産める子育て支援」を目標に掲げ、サービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。また、平成27年度からスタートさせた「幸田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業に取り組んでまいります。

特に、各保育園における就学前児童の受け入れ及び深溝第2児童クラブの新設や豊坂第2児童クラブの空調設備設置による施設整備等、放課後児童の受け入れ環境の充実を図るとともに、預かり時間を午後6時から午後6時半までに延長することにより、共働

き等、子育て世帯をより一層支援してまいります。それに加え、民間の認定こども園や事業所内保育事業への施設型あるいは地域型保育給付や健康診断に対する補助等の運営支援を行い、就学前児童の受け入れ態勢を充実させてまいります。また、幸田保育園の園舎外部改修や、平成30年開館に向けた多世代交流型の（仮称）豊坂児童館の建設に着手してまいります。

子育て世帯に対する経済的支援といたしましては、私立幼稚園就援奨励費補助金及び入園料補助金、児童手当や児童扶養手当等の交付・支給に引き続き取り組むことに加え、婚姻歴のないひとり親世帯における保育料の負担軽減についても、新たに組み込んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいがあっても、その人の持つ能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできる環境整備を求められています。障害者総合支援法及び児童福祉法に定められた事業を推進し、福祉サービスのさらなる充実を図ってまいります。また、さまざまな課題を抱える障がい者や家族に対する的確な対応と支援体制の整備として、一般相談に加え、総合的・専門的な相談支援の実施として「基幹相談支援センター」を設置するとともに、聴覚・言語等の障がいの方に対して、コミュニケーション支援として行政手続等が円滑に行えるよう、新たに福祉課窓口到手話通訳者を設置いたします。

また、発達に心配のある子に対して、発達に関する相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、岡崎市子ども発達センターと連携したサービス提供に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護保険事業計画に基づき、介護予防事業等の充実や新しい総合事業への対応推進に努めるとともに、介護保険の対象とならない高齢者の在宅サービスや在宅で介護されている方たちの負担軽減を図るため、紙おむつや在宅介護手当の支給についても継続してまいります。

また、社会福祉全般として、高齢者や障がい者等への権利擁護に関する支援として、成年後見支援センターを設置することにより、住みなれた地域で安心・安全な生活が継続できる地域支援体制の整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続や、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう、引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化、きたえよう！こころとからだ。

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、「心身ともに健やかな子どもたちの育成」を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

また、子どもたちの健やかな成長に資するため、関係機関の連携にも留意し、平成28年度からスタートした「幸田町幼保小中高連携教育推進協議会」の活動を継続してまいります。

日本語指導、少人数指導、通級指導、特別支援介助員等の人的支援にかかる従来の施策を充実・拡大し、子どもたちの基礎学習の充実を図るとともに、支援を必要とする児童生徒の一人一人の実態に合わせたきめ細やかな対応に努めてまいります。

また、小学校において教科化される英語教育について、さらなる充実を図るため、教員の英語授業研修を行うとともに、外国人英語講師の活用を進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、トイレ及び屋上改修工事等の環境整備・維持補修にも順次取り組むとともに、印刷機等、学校機械備品の更新に計画的に取り組み、よりよい学習環境を整えてまいります。

北部地区の児童・生徒数増加への対応につきましては、新年度は坂崎小学校の校舎増築工事及び北部中学校施設整備実施設計を行ってまいります。坂崎小学校の校舎増築工事に関しましては、学校運営と並行して工事を行うこととなりますので、子どもたちの安全面、学習環境に配慮し、円滑な工事实施に努めてまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心がけ、地産地消の推進、アレルギー対応給食メニューの検討、高度な衛生管理の実施により、安全・安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまで、あらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

「心豊かで笑いと楽しさあふれるまちづくり運動」を推進するライフサークル事業につきましては、本町を代表するイベントとなっている「こうた夏まつり・こうた凧揚げまつり」を中心に、町民相互の親睦を深められるよう努めてまいります。

文化財の保護活用につきましては、所有者と連携しながら、町内文化財の保護に努めてまいります。さらには、国指定史跡島原藩主深溝松平家墓所の整備を進めるとともに、歴史と文化の友好交流を継続してまいります。

また、文化の中心拠点であるハッピーネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館やさくら会館を初めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの方が文化芸術に触れることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に、町民会館及び図書館につきましては、開館から20年が経過しております。大規模な改修に取り組み、施設運営を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、町民大運動会や新春駅伝・ファミリージョギング大会等を開催し、町民がスポーツを通して地域の絆を深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援や、スポーツ指導者の発掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。さらには、社会体育施設の整備も計画的に行い、安心してスポーツができる環境づくりに努めてまいります。

また、ものづくりのまちとして、子どもたちが楽しく学び、豊かな想像力を育めるよ

う、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画、みんなのちからで続くまち。

厳しい財政運営が見込まれる中、町民ニーズに的確に応え続けるために、将来を見据え、健全で持続可能な行財政運営を継続しなければなりません。そのためには、限りある財源を最大限に効率的かつ効果的に活用するための事業選定に取り組んでまいります。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画を精査し、将来に向けて必要となる事業については、時期を逸することなく、しっかりと取り組むことが重要であります。各種事業の実施に当たっては、極力、補助金等の財源を確保するとともに、将来の財政運営健全化のため、基金繰り入れ及び起債の扱いについては計画的に取り組んでまいります。

また、健全な財政運営のため、芦谷住民広場の借地を解消するなど、今度も借地の減少に取り組み、積極的に将来負担の軽減に努め、持続可能な財政構造の実現を目指してまいります。

人員配置につきましては、重点施策に対しては、優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、職員一人一人の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう努めてまいります。

電力調達につきましては、新電力の活用に競争原理を働かせ、公共施設のさらなる経費削減に努めてまいります。

多文化共生、国際化の推進につきましては、若い世代の人材を海外に派遣することで、広い視野と国際感覚を持った人材を育成し、ひいては多文化共生への理解を深め、外国人も住みやすいまちづくりにつながるよう、在住高校生を対象としたカンボジア派遣事業に取り組んでまいります。

情報の発信と管理につきましては、行政情報を迅速かつ正確にわかりやすく町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし、透明性を確保してまいります。また、新たな社会基盤となるマイナンバー制度等の導入により、ICTを取り巻く環境が著しく変化する中、個人情報流出がないように強固なセキュリティー対策に取り組んでまいります。

行政改革につきましては、第11次行政改革大綱に基づき、行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、岡崎市こども発達センター、消防指令業務の共同運用、新斎場等の運営を初め、近隣市と積極的に協力体制を整え、事務事業の推進状況及び事業効果を見極めつつ、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまいります。また、深溝松平ゆかりの島原市とは、平成27年度と平成28年度に相互の大訪問団がお互いの市町を訪問し、交流を深めてまいりました。今後も末長く幸田町民、島原市民間の交流を深めていくため、今年度は姉妹都市の提携に向け取り組んでまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきましては、私の所信の一端を述べさせていただきました。本町の行財政運営につきましては、今もなお人口が伸び続けている現状を踏まえ、限られた財源と資産を有効活用し、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組

み、「第6次幸田町総合計画」及び「実施計画」に基づき、町民とともにまちづくりを進めてまいります。その諸施策に当たりましては、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本定例会に御提案いたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願い申し上げます、平成29年度の予算の大要と施政方針といたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定を準用して、教育長の退席を求めます。

〔教育長 小野伸之君 退席〕

○議長（浅井武光君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案関係資料は、1ページから4ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、幸田町教育委員会委員である教育長の小野伸之氏が、平成29年3月31日をもって辞職されますので、その後任として、改めて同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

任期は、平成29年4月1日から3年間であります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

小野伸之氏は、幸田町大字久保田字柴崎47番地、昭和28年4月25日生まれの63歳であります。

小野氏につきましては、大学卒業後、小中学校の教諭、北部中学校長等を歴任され、現在は幸田町教育委員会教育長として人格識見ともにすぐれた方であります。

こうした経験から、また、お人柄も高潔にして温厚であり、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第1号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案につきましては、2014年国会で地方教育行政の組織と運営に関する法律が改正というよりも改悪をされたこと。改悪をされたことによって、町長が直接任命をする、こういう制度に変えられたということであります。この法の改悪、地方教育行政の組織と運営に関する法律について、これを審議した国会の中で、文科省が、この制度について通知文を出しておるわけですね。その通知文の中で、今、町長が言われた小野氏について、小野氏ということよりも、この教育長というポストについての人物紹介という中で、人格見識もすぐれて温厚で高潔でありますよと、こういう話をされました。これはまさに一般論、枕詞。どこでも通用できますよと、こういうことでもあります。そうした点で、この法が改悪をされた、その背景には、大津市におけるいじめ自殺事件、この大津市のいじめ自殺事件について、教育委員会が隠蔽をしたと、隠蔽工作をしたことによって、今の教育行政、あるいは、教育委員会に対する国民的な批判が高まりました。そうしたものの一つの背景として、法が改悪をされたということでもあります。

しかし、現実に関今、町長が提案理由で述べられた人物についての紹介、つまり、教育長という職務にふさわしいかどうかと云ったら、人格が高潔で識見もありますよと、こういう言葉ではだめだよという内容で文科省が通知を出しておりますが、その通知の内容については御存じでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律にかかわります通知文ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

26年の4月17日付の文部科学省初等中等教育長通知というのがございます。そうした中で、いわゆる人格高潔にてという部分ももちろんではありますけれども、ここに書いてある通知の中には、いろいろな方面において知識が豊富であるというようなこと等も書いてあったように思っておりますけれども、通知文が参っておることは承知をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局ね、あなたの発想もそうだし、町長の認識もそうだと。それは基本的に教育長はお飾りだよと、教育委員はお飾りだよと、こういう発想のもとで、要は人物さえ選んどけばいいじゃねえかと。で、その人物は何だったら、見識があつて、高潔であるよと、こういう従来型のパターンでどこに出しても通用するという内容じゃだめだよというのが文科省の通知であります。そうした通知の中で、委員は、あるいは教育長は、単に一般的に見識があるというだけでなく、教育に対する深い関心や熱意が

求められるよという形の中で、例えば、同じ弁護士でも、企業の法務より子どもの権利関係の仕事をしておるかどうかと。例えば弁護士を教育長なり教育委員という形で選任という形にしたときに、弁護士だからと、こういう肩書よりも、その弁護士がどういう仕事をやってきたのか、こういうことが求められるよということなのですが、そうした点で、今あなたの言われた内容を含めて、あるいは町長が提案説明をされた点で、この通知文における教育に対する深い関心や熱意という点ではどういうふうにお考えなのか、説明、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 小野氏におきましては、学校の校長を歴任してこられた方であり、小さな額田の学校でも一生懸命にやっておられた人、子どもとの接触は非常に強い方ですので、教育全般にわたりましてですね、非常に心強い方だというふうに思っております。再度お願いするわけでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう内容も含めて、先ほど申し上げた法が改悪をされました。法が改悪されたときに、首長に、いわゆる幸田でいけば町長に教育大綱を制定する権利が与えられました。この教育大綱について、どういうふうに進んでおるのか、説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この27年4月から改正されました新この教育地方制度のポイントの中には、議員御指摘のように、総合教育会議の設置、首長による大綱の策定というのが新たに追加をされております。首長は総合教育会議を設ける、会議は首長が招集をし、首長及び教育委員会によって構成がされるというのがこの総合教育会議でございます。町長部局のほうでこの総合教育会議につきましては設置をいたしましたので、部局については企画部のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま、総合教育会議の御質問がございました。総合教育会議につきましては、昨年度27年度から編成をいたしましてスタートしております。27年度につきましては、7月、11月、2月の3回開催をしております。

今年度につきましては、同じく28年の7月と11月。今後の予定としては3月に予定してございますけれども、今まで6回の町長と教育委員で構成される総合教育会議を実施してまいりました。その中で、主にその会議の中で教育大綱の骨子を提案させていただいて、素案、案という形で教育委員さんの意見を踏まえ、それを十分反映させた内容でこの5回の会議では審議をして策定に取り組んでまいったところでございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、町長に教育大綱制定権というものが付与されましたよと。これを今どうなつとるかということの質問であります。教育部長は総合教育会議だと、そんなこと聞いたか。先回りしてな、落とし穴掘ってはさ、落ちようなんていう発想ではないと思うけれども、私は教育大綱の制定権が町長に与えられたよという今回の法律の

改悪の部分の一番重要な点ですよ。その点について、今、どうなってるのかと、どこまでその大綱の中に町長が何を書こうと、どう書こうと、一切法的には関係がないと。どこまででも制定権という首長における権限で書かれた教育大綱というものについては、どういうことなのか。今、総合教育会議で調整しておりますと、そんなこと聞いてへん。なぜ調整せなあかんの。調整する内容はまた後ほど後で触れますけれどもね、先ほど申し上げたとおり、この法律は首長に専決事項として教育大綱を制定する権限が与えられましたよと。その制定された権限の中で、首長がどういうことをどんなふうにしたって、これは構わんということなんです。そういう点でいけば、極めて危険な法の改悪、その法の改悪のもとで、今回の新教育長の任命も、その一連のテーブルの上に乗っかってるわけです。そうした点で、まずね、教育制定権というものが今どういう状況で、どんな内容なのか。それが大原則なんです。その結果に基づいて、総合教育会議というのは調整・協議の場。その総合教育会議については、後ほど触れますけれども、それは現教育長がこの条例を制定するときに、その意思を述べられました。その意思については後ほど申し上げますけれども、そこへ行く前に、教育大綱、これはどういう内容ですか。どこまで進んだのか。調整するとか調整せんは、それは後の問題。制定後にこの内容について、総合教育会議の中で協議し、調整をするというのは次の段階。ですから、現状、どうなのかと。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 現状、どうなってるかという点で、答弁にずれがあるかもしれませんが、内容としては、協議する中で、教育委員のほうから、基本的には第6次総合計画が幸田町の基本的なものであるので、総合計画をもとに、その中で子育て分野と教育分野、その分野に絞ってこの教育大綱を構築していきましょうという形で、その分野について大綱を策定するという方向で協議はしてまいりました。したがって、教育大綱につきましては、基本は総合計画の子育て教育分野という内容となっております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞き手の粗相は言い手の粗相かなというふうに私は今話を聞いたわけです。

要は、教育大綱が制定をされて、その後に総合教育会議で調整・協議というのは次の段階としてあるでしょうと。しかし、先ほど申し上げた法の改悪によって、町長に専属をする教育大綱の制定と、その内容はどうかということなんです。しかし、その内容は、もうそれはすっぱらっちゃってな、町長自身がそんな知恵はないし、政策も持たないから、教育大綱、それだったら第6次総合計画の中であるやつを、総合教育会議の中で調整してつくっていかうじゃないかと思ったら、これはまあ前段もボタンのかけ間違いもひどい、激しいということが言えます。

そうした中で、次に、総合教育会議については、これは町長も招集できると、教育長も、あるいは教育委員会も招集できる。そして、相協議して、町長の定めた教育大綱について、総合教育会議で異論が出ると、こんなばかなことはできんよと言って、私の強い町長は、いや、俺は俺の知恵を最大限発揮した教育大綱だと言って突っ張ることもで

きるわけです。できるときに、じゃあ、教育委員会はそういう総合教育会議の中における意見の相違、あるいはこの通知文で行きますと、協議・調整ということになつとる。協議・調整で未調整の場合、教育委員会はどのような対応をとるのか。そして、今回、新たに任命で提案されている新しい教育長はどのようなスタンスで、どういう意思があるのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、教育大綱が先か、総合教育会議が先かということでありますけれども、教育大綱は総合教育会議の中で策定をするというふうに明文がされております。今回の改正の中にそうした形で書いてございますので、総合教育会議の中で大綱をつくっていく。それは、首長がつくっていくということであります。

それで、策定する中で、協議と調整ということでございますけれども、いわゆる執行機関といたしましては、首長部局と教育委員会というのは独立した機関でございますので、違うという2つの異なる執行機関同士が、その連携を深めていく。それは地域住民の方々への教育のよりよい施策を考えていこうということで、こうした総合会議というのがつくられたということであります。

その中で、例えば調整が整わない、教育委員会側からして調整が整わないというような内容があれば、それは一度持ち帰って、教育委員会を開いて、その中で審議をし、さらにその意見を総合教育会議のほうにまた持ち帰るといようなこともできるというふうに書いてございますので、やはり、執行機関、教育委員会としての執行機関としての合意体の意見というものを持っていくということになると思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国の言うところの通知文、そこまでは細かくは触れてありませんが、通知文の中で言われる内容は、今、教育部長が答弁された内容で、私はそういう理解をいたしております。そうしたときに、町長の制定した教育大綱について、総合教育会議の中で、意見が合わなかった、町長は、絶対俺はこれは譲らんといったときに、教育委員会、あるいは総合教育会議で教育長及び教育委員会はどのような態度をとるのかと。逆な言い方をすれば、町長が勝手に大綱の中へ書き込んだと、書き込んだ内容については、教育委員会なり教育長は、そんなものは知るか、町長が勝手にやったことであって、私も教育委員会、教育長はそういうものについては、その限りじゃないよと、こういう態度については、これは通知文に書いてある。どういう態度と。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 総合教育会議には、首長と教育委員が参加をし、教育大綱を策定していく。これは一緒になって策定をしていくということでありまして、教育大綱で定められたこと、協議をして合意をしたことは、お互い、両方の執行機関はそれを持ちろん遵守をしていくというふうには書いてあります。

その中の検討の中で、いわゆる協議が整わない部分が教育委員会側としてあるとするならば、それは必ずしもそれに従わなければならないというものではなく、今後の教育委員会を再度開きながら、再度調整をしていくというような形での通知文の中身であったというふうに思っています。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ここからは町長の答弁を求めたいと思います。

そうした、今、教育部長のほうからいろんな話もされた。町長が教育大綱を制定する、これは私の権限だと。お説のとおりです。そうしたときに、それをもとにして、総合教育会議で調整・協議して整わなかったと、これはあり得るはず。整わなかった、あなた、あなたというよりも、教育部長が答弁をされた内容であります。そうしたときに、整わなかったけれども、教育大綱を尊重する義務があるのかどうなのかと。尊重する義務があるのかどうなのかということ。そこら、そんなんあらへんと、あらへんと。そういう中で、二、三年前にこの法をもとにして、町の方が条例提出をされた。条例提出をされたときに、私は教育長に、どういうお考えで臨みますかということもお尋ねをしてきました。そうしたことも含めて、町長が、今回の教育大綱及び総合教育会議の中で、意見の隔たりがあったと。意見の隔たりがあったときに、小野さんと、今度、新しく教育長として任命するけれども、あなたはこういう問題についてどう対応されますかと、こういうことを町長はお尋ねされましたか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） その時点のことについては、どのような状況だったかというのは今すっと思ひ出せませんですけども、教育長としてですね、この大綱等策定におきましても、合議制と言いますか、お互いに教育委員会の意見を尊重しながら、私が独自のドラマチックなそういうような問題というのは出すことは、まずないであろう。お互いに協調しながらやっという意味では、この新教育長にお願いして小野さんにつきましても、常に子どもの目線と言いますか、常に現場の目というものを非常に強く持っておられる方ですんで、この会議につきまして、私が総合教育会議ですね、これをやれなんていう、そんな命令するようなことはまずないだろう。お互いに協議しながら、この会議で策定しながら、教育委員会の今までの形を尊重しながらやっということでは、前回も話をさせていただいております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今言われた内容でいきますと、みそもくそもごっちゃにして、町長に専属的に与えられた教育大綱制定権、それはまあ事前にすり合わせして、揉め事のないうちに、だから町長自身も教育大綱にかかわる政策や信念はどこにあるか。常に子どもの目線ですよ。そんなものはどこにもない。そうしたときに、意見の隔たりがいいということと言っとるんじゃない。しかし、町長に与えられた専属的な制定権に対して、総合教育会議の中で異論が出た。異論が出たことに対して町長は、ああ、いいよいいよいいようにまとめてくれんということをやると、制定権なんか要らんわけですよ。だから、通知は首長と教育委員会の見解が分かれても、その教育大綱の尊重義務はないと、先ほど申し上げた、数年前にこの問題で教育長は、そういうものに対しては、首長が勝手に書き込んだ、あるいは意見に隔たりがあったとしても、それはそれだよと。しかし、私も教育委員会は、教育委員会の判断で教育大綱とは別の、別の執行ができますよという教育長は答弁しとるわけです、この経過の中でね。そうしたんで、町長自身がその認識がありますかどうかということをお尋ねしているものであります。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町長の特権的なものをその大綱として中に入れてそれに従えというようなそんな感覚は一切持っておりませんので、先ほど、教育長小野さんがそのような回答をされたということだそうですので、そのように、それはそれとして、私も教育委員会と今までと同じような教育委員会というものはですね、教育の独立化、そういうものを考えながら、調整を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この現小野教育長にあらまはしては、就任当時から、幸田町の教育行政の中で、大きな問題が起きました。そのときにも、対応されてきたわけでございます。また、その後におきましても、学校教育の中におきまして、いじめや、あるいは教員の問題、こうした問題についても、それぞれ対応されてきたかというふうに思うわけでありまして、今度の新たにまた教育長として任命されるに当たって、こうした学校現場や、それから、子どもたちを取り巻く状況について、どのように対応して行かれるおつもりがあるか、この点について、町長としてどうその姿勢をお伺いになられたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 再度ですね、今までずっとやってきていただいておりますので、小野さんという方、人格的なものはよく承知しているわけでありまして、再度、新たに教育長をやっていただく上において、2月17日に再度、また教育長をお呼びしまして、今後の新たな教育委員会としてどういうふうにお考えですかというふうなことを数点お聞きしまして、私も最近、いろいろ子どもたちの場で貧困の問題だとか、クレマーの問題だとか、いろんな問題につきまして、教育長とお話をさせていただきました。その中で、いじめだとか、その先ほど言いました貧困の問題につきましても、相当深く小野さんは感じておられて、それから、貧困の場合に、就学の問題でどういう勉強をさせたらいいかというような、いろんな発想、これは福祉等も絡んでくるわけですが、そういうような点についていろいろ話をさせていただきました。

小野さんにつきましては、柔軟的な発想を持っておられる方でありまして、必ずやまた新しい局面に対しても解決をしていただける方だというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど町長は小野教育長にあつては常に子どもの目、現場の目を持っている方だということで教育長としてふさわしいというようなことで任命をしたんだよというようなことを言われたわけでありまして、そういう今まで教育長として与えられてきた中におきましても、いろんな今までの幸田町の教育の中で、問題がいろいろ起きてきております。絶えず、やはり子どもも変われば親も変わる、そういう中であつて、その中であつても変わらないというのは、こうした人事体制にもあるわけですが、常にやはり教員の資質が問われる中で、子どもに対しての、やはり影響を及ぼす、そういうことがあつては、いい面、悪い面、いろいろあろうかというふうに思

いますけれども、しかしながら、子どもたちが学校に来れない、こういう状況をつくり出す環境というのは、やはり改善していかなければならないわけでありまして、また、同時に、今、先生たちの体罰の問題や、いろんな問題も子どもとのかかわりの中で問題になっております。さらに、今、新聞等でも報道されておりますように、教員のわいせつ行為、こういうものも指摘もされているわけでありまして、幸田町にあっても、やはりそういう体制、体質もあるわけです。そうした点で保護者がやはり訴え出てくる。こうした点に対して、どう取り組んでいくのかという問題も、やはり教育委員会として、また、教育長として取り組まなければならないというふうに思うわけでありましたが、そうした現場のいろんな問題に対して、改善をしていく、取り組んでいく、その点につきましては、新たに教育長としてどのように取り組んでいかれるのか、この点について、町長としてはどのように対面をされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） マスコミ関係でいろいろ教育に関して、先生とかいろんな不祥事が出ている中でありますけれども、その体罰だとかいろんな問題につきましても、それから、教員自体が大変忙しいという問題もあって、その解決策、その何と言うんですかね、子どもたちが進路指導だとか、そういうボーダーに立っているときのどういうふうな勉強の仕方をどうしたらいいかとかです、いろんなことをお話をさせていただきましたけれども、必ず、今の教育長におきましては、こういう苦境の中での子どもの目線ということを非常に持っている方と、先ほど丸山議員もおっしゃったとおりでありまして、その弱い立場に立って、教員と、それから学校、それから、PTAと言いますか、御父兄に対しても、対応をとっていただくというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 教育委員会は毎月1回、定例教育委員会の会議がございます。そうした点で、いろんな学校現場の声や、あるいは保護者の声、また、教育行政をどのように進めていくか、いろいろその幸田町の3つの中学校、6つの小学校、こうした点でいろいろと会議もされているわけでありまして、やはり、そうした点で、現場の声というものもこの中では議論されているかというふうに思うわけでありまして、そうした点で、教育長も幸田町の学校教育の現状というのは常に把握をされているかというふうに思うわけでありまして、そうした点で、なかなか改善が見られないということもあるわけでありまして、そうした点で、やはり教育長として、それはやっぱり解決していただかなければならない問題ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、改善に至らない部分というのものもあるわけでありまして、とてもオブラートに包んだような言い方でありまして、しかしながら、これは保護者の中でも大きな問題となって、教育委員会に言ってもなかなか直らないと、こういう声が聞こえている昨今。この保護者の声、あるいは子どもの声を教育委員会としてどのように解決していかれるのか、この点についても、やっぱりきちっと返していく必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、そうした点で、この点については町長としてはどのように教育長と教育の問題について対応されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、丸山議員がおっしゃった教育委員会でどんな論議がされているかということの中でございますけれども、私、教育委員会には毎回、ほとんど出るようにしておりますけれども、冒頭で御挨拶して、委員の皆さんから御意見をいただくというような形で現在やっております、内容の中身につきまして、私が論ずることがなくて、それはそれで教育委員の皆様方がやられるわけでございますので、承知してないものがあります。しかしながら、今、丸山議員がおっしゃったような、教育委員会に言ってもなかなか改善がされないというようなことについては、この点につきましては、教育委員会としての内容にどのような問題があって、それがなかなか解決できないのかと、それは予算的な問題があるのか、人的問題があるのか、そういうものについて一度調整をさせていただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りをいたします。

ただいま、議題となっております第1号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、ただいま議題となっております第1号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案番号1 幸田町教育委員会教育長の任命についてであります。

2014年平成26年6月、地方教育行政の組織と運営に関する法律が改悪をされました。教育長が一般職から特別職になり、同時に教育委員長というポストもなくなりました。もともと教育委員会は、戦後、住民自治の組織としてスタートをいたしました。住民代表の組織としてスタートをいたしました。住民代表の教育委員からなる教育委員会が、最高意思決定機関で、それが教育行政、教育委員会事務局を指揮監督するという建前でございました。しかし、現実には、教育委員会での審議は教育委員会事務局が提出する議案を、意見なしで追認をするという形骸化が進んでおります。教育委員会制度は、国の教育意思を地方に徹底をする、上意下達の組織という性格を色濃く帯びているのが現状ではないでしょうか。

法改悪の内容は、首長、つまり町長の関与などを強めるものであります。具体的には、まず第1に、町長が任命する新教育長、つまり、この議案がそうであります。2つ目は、町長の教育大綱制定権、3つ目は、総合教育会議、町長と教育委員会との協議体、こう

いう3つの新しい部分が、仕組みが加わりました。この法の改悪で、文科省は通知を出しております。通知は改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であり、その意思決定は教育長及び教育委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるものであり、委員の役割は引き続き重要であり、教育委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者だ、こういうふうに位置づけております。

教育委員会制度発足の3つの根本方針があるとされております。法の改悪後もこれは変わらないと通知は定めております。1つは、中央集権ではなく、地方分権であること。2つは、民意の反映。レイマンコントロール。3つ目は、一般行政、首長から独立をする。これが3つ目であります。教育が不当な支配に屈しないためにも、その行政機関も自主性を持つことが極めて重要で、教育委員会は市町村における独立の機関であり、町長のもとに属さないものであります。直接国民にのみ、住民にのみ責任を持って行われるべき教育の使命を保証する制度を確立をすることは、極めて重要であります。

文科省の通知は、教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化を挙げております。1つは、最終決定権は教育委員会にあること。2つ目は、チェック機能強化の条文、3つは、教育委員会による会議招集要求への対応。4つは、教育長の教育委員への報告のあり方を規則で適切に定めること。5つは、教育長への委任事務の見直しを。このように通知は指摘をしているところであります。

法改悪によって、教育委員長がいなくなりました。その権限は新教育長に吸収されたことにより、教育委員が教育長を罷免できるという権限も奪われたことにより、新教育長の暴走への歯どめがどうしても必要になってまいります。改悪法は、教育大綱の制定を町長に義務づけました。この教育大綱とは、自治体の教育の目標や施策の根本的な方針でありますけれども、改悪法は首長に決定権を与え、権限のないことまで何でも大綱に盛り込めるようにしてしまいました。しかし、教育委員会は、首長から独立した意思決定機関ですから、首長が勝手に計画に書き込んでもいいものかという矛盾も生まれてまいります。この矛盾について、通知は、例えば、町長が教育委員会と調整のつかない事項を勝手に大綱に書いたとしても、教育委員会はその部分の尊重義務は負わず、教育委員会の判断で、教育大綱とは別の執行を行える、このように通知は明記しております。

小野現教育長は、この点について、過日の関係条例議案質疑の本会議で、首長が勝手に書き込んだ大綱については、その限りではないと答弁をされておられますので、その意思はかたく貫き通されるべきであります。

総合教育会議は、首長と教育委員会との協議・調整の場であります。特に大綱の制定には、総合教育会議の開催が不可欠であります。その総合教育会議におけるポイント、これは首長が暴走しないようにすることです。文科省の通知は、総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらないと明解に通知は指摘をしております。このように首長サイドの期間ではなく、飽くまでも対等、平等な2つの期間の協議体だということでもあります。法改悪は首長の権限強化とその範囲が拡大をされました。しかし、教育は地方自治で行うという憲法の立場から、首長が教育長を任命し、議会に同意を求めるこの議案に賛成できない立場を明らかにして、討論といたします。

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論は打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
ここで、途中ではありますけども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、採決をいたします。
採決の方法は、起立によって行います。
第1号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを原案どおり同意するに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。
ここで、教育長の入場を求めます。

〔教育長 小野伸之君 入場〕

○議長（浅井武光君） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時14分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（浅井武光君） 日程第6、第11号議案から第16号議案までの6件を一括議題と
いたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明をお願いします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、補正予算関係につきまして、説明させていただきます。
別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思います。
補正予算につきましては、第11号議案から第16号議案までの6件でございますの

で、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、第11号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、56ページから62ページでございますので、あわせて御参照ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億8,334万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億7,585万9,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページをごらんいただきたいと思っております。第2表繰越明許費補正のとおり、通知カード・個人番号カード関連事務交付金交付事務事業として、地方公共団体情報システム機構に支払う個人番号カードの作成等に対する交付金296万4,000円、仮称豊坂児童館基本設計・実施設計業務委託事業として、業務委託料953万6,000円、町道深溝蛤沢皿迫1号線舗装改良事業として、工事請負費1,100万円、坂崎小学校体育館地震補強事業として、工事監理委託料と工事請負費2,695万円、幸田小学校体育館地震補強・校舎大規模改良事業として、工事監理委託料と工事請負費5,930万円、北部中学校体育館地震補強事業として、工事監理委託料と工事請負費2,653万円、以上6件につきまして、いずれも年度内完了が見込めないため、限度額として繰越明許の追加をお願いするものであります。

また、第3条の地方債の補正につきましては、こちらにつきましても、4ページをごらんいただきたいと存じます。第3表の地方債補正のとおり、先ほど繰越明許の補正をお願いしました坂崎小学校体育館地震補強事業に1,700万円、幸田小学校の体育館地震補強・校舎大規模改造事業に3,150万円、北部中学校の体育館地震補強事業に1,130万円をそれぞれ起債限度額として追加するものであります。

それでは、主な補正内容の説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算の説明書の8ページからをごらんいただきたいと存じます。

55款の国庫支出金と11ページまでにわたります60款県支出金につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金、過年度分障害者自立支援給付費等負担金、障害福祉サービス費等負担金、認定こども園等施設型給付費負担金や児童手当負担金など、歳出の事業費決算見込み等による予算の調整が主なものとなっておりますが、その他といたしましては、国庫支出金につきまして、社会保障・税番号制度システム整備費総務省分の補助金につきましては、一部が特別交付税措置となったことにより、減額するものであります。

また、国の2次補正予算を受けて、社会資本整備総合交付金と小中学校の体育館地震補強及び校舎大規模改造に伴います学校施設環境改善交付金、小学校費分を追加し、学校施設環境改善交付金中学校費分につきましては、新規計上するものであります。

また、県支出金につきましては、認定こども園等施設型給付費負担金につきましては、県の予算組替及び事業費精査により減額し、施設型教育・保育給付費等補助金につきましては、新規計上するものであります。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

70款の寄附金につきましては、ふるさと寄附金におきまして、6月議会、9月議会におきましても追加を御承認いただいておりますが、それを大幅に上回る状況が見込まれるため、さらに追加するものであります。

寄附金の使途につきましては、教育施設整備基金への積み立てによる幸田小学校校舎増築工事や、小中学校体育館の耐震化等に活用させていただきます。

85款の諸収入につきましては、子ども医療費付加給付戻入、障害者医療費付加給付戻入、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金、蒲郡市幸田町衛生組合返還金及び農地中間管理機構集積協力金につきましては、それぞれの額の確定又は確定見込みによる予算の調整をするものであります。社会保障税番号制度の対応システム改修委託業務にかかわる負担金については、当該委託業務を一般会計予算で一括発注しているものに対して、関係する特別会計から相応分を負担金として受け付けるものであります。こちらも額の確定により追加するものであります。

90款の町債につきましては、先ほど4ページの第3表地方債補正のとおり、坂崎小学校体育館地震補強事業、幸田小学校体育館地震補強・校舎大規模改造事業及び北部中学校体育館地震補強事業について、起債の追加をするものであります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

12ページをごらんいただきたいと存じます。

12ページから21ページまでが、歳出の補正の内容となっております。決算を見込んだ予算の整理となっております。主なものにつきましては、順次説明をさせていただきます。

まず、各款にわたりまして、人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴う減額が主なものであります。詳細につきましては、22ページの補正予算給与費の明細書をごらんいただきたいと思っております。

12ページにお戻りいただいて、15款の総務費につきましては、総務管理費におきまして、歳入におけるふるさと寄附金の追加に伴い、ふるさと寄附業務の委託料を追加し、マイナンバーの市町村間における情報連携の開始に向けて、社会保障・税番号制度システム対応業務の委託料を業務の完了により減額するものであります。

次に、20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、障害者福祉事業で、就労継続支援にかかる訓練等給付費を利用者増により追加し、福祉医療事業では、子ども医療費や障害者医療費等にかかる扶助費が見込みよりも少なかったことにより減額し、国民健康保険事業では、特別会計の事業費決算見込み等による調整のため、国民健康保険特別会計繰出金を減額し、未熟児養育医療給付事業では、平成27年度の負担金額の確定により、未熟児養育医療費負担金返還金を減額するものであります。

14ページをお開きいただきたいと思っておりますが、後期高齢者医療事業と介護保険事業では、こちらにつきましても、特別会計の事業費決算見込み等による調整のため、後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金をそれぞれ追加するものであります。

老人福祉施設管理運営事業では、不動産鑑定結果に基づき、大草老人憩いの家の駐車場

用地購入費を追加するものであります。

児童福祉費におきましては、児童手当等支給事業で、支給対象児童数の見込みの精査により、児童手当を減額し、認定こども園等支援事業では、対象事業費の精査により、幸田みやこ認定こども園に対する認定こども園施設整備補助金を、幸田あけぼの第2幼稚園に対する施設型給付費を、それぞれ減額するものであります。

また、保育園管理一般事業で、雇用見込み人員の減により、非常勤保育士の賃金を減額し、児童館管理運営事業では、入札結果により、仮称豊坂児童館の基本設計・実施設計業務委託料を減額し、保育園施設整備事業では、借地であった里保育園用地購入に伴う農地転用決済金について、当該用地が非農用地であったため、減額するものであります。

16ページを、次にお願いたします。

次に、25款の衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、予防接種事業と健康増進法保健事業で、それぞれ予防接種者と健診受診者が当初見込みより少なかったことにより減額するものであります。

次に、35款農林水産業費につきましては、農業費におきまして、米生産調整推進対策事業で、実績がなかったことにより農地中間管理事業協力金全額を減額し、農地費におきまして、県営土地改良事業で県営防災ダム事業及び県営たん水防除事業の事業費の減に伴い、負担金を減額するものであります。

次に、45款の土木費につきましては、18ページをごらんいただきたいと思います。

道路橋梁費におきまして、国の社会資本整備総合交付金の2次補正予算を受け、町道深溝蛤沢血迫1号線の舗装改良工事を追加するものであります。

次に、50款の消防費につきましては、人件費の減額のみでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、55款の教育費につきましては、教育総務費におきまして、幸田小学校整備に活用するため、教育施設整備基金積立金を追加するものであります。

次は、20ページをお願いたします。

小学校費におきましては、幸田小学校整備事業で、入札結果により校舎増築工事費を減額し、地震補強・大規模改造事業で、国の学校施設環境改善交付金の2次補正予算を受け、坂崎小学校の体育館つり天井等耐震化を行う地震補強事業と、幸田小学校の体育館地震補強事業、外壁補修等校舎大規模改造事業を新規計上するものであります。

中学校費におきましても、国の2次補正予算を受け、北部中学校の体育館地震補強事業を新規計上するものであります。また、社会教育費におきましては、市場公民館の駐車場用地購入費を購入実績に基づき減額するものであります。

次に、70款の諸支出金につきましては、財政調整基金積立金を追加するものであります。

以上が、第11号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

次に、特別会計について説明をさせていただきます。

第12号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい

てであります。補正予算書の23ページをお願いいたします。また、議案関係資料につきましては、56ページと63ページ、64ページでありますので、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ1億351万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,644万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の30ページをお願いいたします。

国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金につきまして、事業費の確定または確定見込みによる調整を行うものであります。

32ページをごらんください。

繰入金につきましても、事業費の確定による調整を行うものでございます。

続きまして、歳出の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

34ページとなりますのでお願いいたします。

総務費につきましては、一般管理一般事業におけるシステム改修費負担金の確定によりまして、追加をするものであります。

保険給付費につきましては、療養給付費等の支払い状況による調整を行うものであります。

後期高齢者支援金等につきましては、本年度の支払額の確定により、減額をするものであります。

36ページを次にお願いいたします。

前期高齢者納付金等及び介護納付金につきましても、本年度の支払額の確定により、減額をするものであります。

共同事業拠出金につきましては、本年度の支払額の確定による調整を行うものであります。

基金積立金につきましては、歳入歳出の予算全体の調整を行うものでございます。

以上が、第12号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、第13号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の39ページをお願いいたします。また、議案関係資料につきましては、56ページと65ページでございますので、あわせてお願いいたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ87万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,445万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の補正の内容でございますけれども、46ページをごらんいただきたいと思っております。

繰入金につきましては、事業費の確定による調整を行うものでございます。

続きまして、歳出の補正の内容につきましてでございますけれども、48ページをご

らんいただきたいと思います。

総務費につきましては、一般管理一般事業におけるシステム改修費負担金の確定により、減額をするものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金を増額分を、追加するものであります。

以上が、第13号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございました。

続きまして、第14号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書の51ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては、56ページと66ページでございますので、よろしく願いいたします。

第1条「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出それぞれ155万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,942万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の補正の内容でございますが、補正予算説明書の58ページをお願いいたします。

繰入金につきましては、歳出の総務管理費及び介護認定審査会費それぞれの事務費の支払い状況により、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正の内容につきましては、60ページをごらんいただきたいと存じます。

総務費につきましては、システム改修費負担金の確定及び介護認定審査会費の支払い状況により、追加をするものであります。

保険給付費につきましては、サービス利用者状況等から、居宅介護サービス等給付費、介護予防サービス等給付費及び高額介護サービス費を調整するものでございます。

以上が、第14号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、第15号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の63ページをお開きいただきまして、議案関係資料につきましては、56ページと67ページでございます。あわせて御参照いただきたいと存じます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ7,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,653万2,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては、66ページをごらんいただきたいと思います。「第2表繰越明許費」のとおり、幸田駅前道路整備事業として、工事請負費2,017万円につきましては、年度内完了が見込めないため、限度額として繰越明許をお願いするものであります。

第3条「地方債の補正」につきましては、こちらにつきましても、66ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、「第3表地方債補正」のとおり、幸田駅前土地区

画整理事業の起債の限度額を8,270万8,000円に減額するものであります。

続きまして、歳入の補正の内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の70ページをごらんいただきたいと思います。

国庫支出金につきましては、当初内示及び平成27年度末の国の追加補正により、減額をするものでございます。

県支出金及び町債につきましては、事業費の確定により、減額をするものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、72ページをごらんいただきたいと思いません。

土地区画整理費におきまして、平成27年度末の国の追加補正及び事業費の確定により、工事請負費、建設的負担金、物件移転等補償費を減額するものであります。

以上が、第15号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

続きまして、第16号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書の75ページをお開きいただきたいと思いません。議案関係資料につきましては、56ページと68ページでございます。あわせて御参照いただきたいと思いません。

今回の補正は歳出のみであり、また歳出予算の総額に変更はございません。

補正予算説明書の78ページをごらんいただきたいと思いません。

補正の内容といたしましては、下水道事業費におきまして、消費税確定により、公課費300万円を追加するものと、整備工事の減少により、工事請負費300万円を減額するものでございます。

以上が、第16号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

以上、第11号議案から第16号議案までの6件の補正予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重審議の上、御可決御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたしたいと思いません。午後1時より会議を開きます。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いい

たします。

それでは、初めに、第11号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） では、11号議案の一般会計補正予算で、歳入の分のふるさと寄附金の6億円の部分と、それに対する支出の3億1,000万の部分。それと、もう1点、歳出のほうで基金の問題、教育基金並びに財政調整基金の問題について、二、三お尋ねをしたいというふうに思っております。

過日の総務教育委員協議会の中で、本年度大体12月いっぱいまでに8億6,000万ぐらいの寄附があるというふうなお話が出ておりました。その中で、なおこの3月までには10億を超えるだろうというお話も出ておりました。そういう中で、幸田町にとって、要するに事務費と楽天等々に払うお金が大体トータルでいくと50から60%ぐらいの比率で出ていくのかなと想定はできるわけでありましてけれども、具体的に詳しくお教えを願いたいというふうに。大体3月までの勘定をして、決まっておりますけれどもざっとの部分で、まずふるさと寄附金についての質問をいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、ふるさと寄附金につきましては、今議員がおっしゃられたとおり、12月に多くの御寄附をいただいたということで御説明のほうをさせていただいているということで、今回の3月補正におきまして最終的には10億円の寄附額、それからそれに対する歳出につきましては、トータルで約5億7,000万円ほどが歳出の委託等の関係でということになっております。こちらにつきまして、返礼品の寄附額に対する返戻率、こういったものは全国平均でも43%ぐらいというふうに言われております。幸田町につきましては、当初予算の段階では、その経費につきましては寄附額の65%ということで、これはマックスの数字ということで見込んでおりました。といいますのは、各返礼品によりましてその返戻率が変わってくると。ものによっては50%の返戻率であったり40%の返戻率であったりということで、どの返礼品が多く出るかということによって、うちのほうの経費率というようなものも変わってきってしまうということで、予算の段階ではずっと65%ということで、当初もそれから補正もお願いしてきたということでございます。ただ、今回のこの3月補正に至りましては、その辺もある程度数字のほうが見込めてきたということでございます。まず、歳入につきましては、この2月末の段階で約9億3,000万円ぐらいの今寄附のほうをいただいているということで、この3月中にあと7,000万円集まるかどうかちょっとわかりませんが、約10億円ぐらいになるであろうという見込みを立てております。それから、経費につきましては、精査した結果、もともと65%と見込んでいたものが、現段階では57%ぐらいの経費というふうになるであろうということで見込んでおります。そのうちの返礼品に係るものが40%ちょっと、あと委託料が15%弱ということで、合わせて57%の経費ということで見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） 今お聞きしますと、これはやっぱり2月現在で9億3,000万だ

と。大体あと1カ月で7,000万いけば予定どおりの10億になるのかなという感じがしますけれども、そういう中で、実質今の答弁の中で4億ちょっとぐらいが幸田町の実入りになる、実入りという言い方は失礼かもしれませんが実入りになると。政策として使えるお金が4億強あるという話であります。そうした部分で、このふるさと納税に関しては、今2月の段階の総務省の見解でも愛知県知事の見解でも、いろいろ言われているわけでありまして。要するに、返礼品が高額過ぎると、もう一度見直さないといけないのではないのかと、こういう話も出ております。幸田町も結構高額のものだと私自身も思っております。地場産業の製品でありますから、当然それに対応できるわけでありましてけれども、今後の問題として果たして当初の最初のふるさと寄附金納税に関しての考え方が本当に逸脱してきているような状況というのは、本当に確かに見受けられるわけでありまして。全国市町村の中で、やはりそれぞれの思いが違ってきていると。あんばいよく幸田町の場合は大きいという部分はあるわけでありましてけれども、それがいただいた分はやはりある程度の目的をもって使ってほしいなど。特に教育部分、安心安全の部分でも、9月のときにも舗装で道路に使ったという部分もありました。そういう部分で使ってほしいなどというふうに私自身は思っております。特に、来年度も先ほどの話の中でも13億だと、こういう話も出ておりました。それは、また予算のときにもお聞きしますが、今回そうした部分で、正直言って5億近くが浮いてきたと。その中で、今度は基金のほうに積み込んでいくという状況が今回も行われたわけでありまして。特に、28年の当初予算では13億近くでしたかね、予算を基金として組まれたのが。9億と4億ぐらいありますから、トータル13億ぐらい組んだというね、基金の取り崩しを、28年度の予算で。それが極端に言いますと、この28年度の決算時期、今ですよ、そのときにはもうプラス状態になっている。ということは、幸田町は随分お金持ちの町じゃないのかなという想定ができてくるわけでありまして。そうしたときに、町民の方がふるさと納税でしっかりとらさうけてるじゃないかと、もっと俺らに出してくれやと、こういう話が私は出てきても不思議じゃないと思うわけでありまして。そういう中で、やはり基金の要するに残が、27年の残よりも、私はこの28年の残のほうが多いような状況になったというような感じがしているわけでありましてけれども、その点の具体的な数字的なことがあれば教えてほしいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今議員がおっしゃられたとおり、このふるさと納税に関しましては、当初の目的、要するにふるさとを離れた方たちが自分のふるさとに少しでもお役に立てるように寄附していきたいというような思いから始まったものであります。現時点におきましてはそれだけではなく、やはりこの制度を活用していろいろな特産物ももらいたいというような方もあると。もちろん応援したいという気持ちもあるとは思いますが、そういった方も多くあるというような制度に今はだんだん変わってきてしまっているということで、総務省のほうもそういったものを見直し、こういったものをいろいろ検討されているというふうには聞いてはおります。ただ、その検討の内容につきましてはまだ詳細のほうは示されておられませんので、今後近い段階で、春にはそういったものをまた示してくるということをお聞きしておりますので、それを見ていろいろ対応

は考えていきたいというふうに考えております。

あと、基金の関係でございますが、議員がおっしゃられるとおり、27年度末の財政調整基金が26億円であったということでございます。28年度では先ほどおっしゃられたとおり、当初予算で9億円を取り崩すという予定であったものが最終的には積み立てをすると、4億2,000万円ほど積み立てをすることになりまして、28年度末では30億3,000万円ほどということ、もともと私どもが目標としておりました30億円という数字にやっとなったというような状況でございます。しかしながら、平成29年度の当初予算でも先ほどおっしゃられたとおり、12億5,000万円ほど、これは基金を取り崩すというような形で予算編成のほうも行っているということでございますので、当初予算編成後の数字でまいりますと17億8,000万しか残らないということですので、まだまだそんな余裕がある状況ではないというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） ふるさと納税に関しては、総務省の考え方等々でこれから流動的だなという感じは非常にするわけでありましてけれども、本当に幸田町にとってはいい財源を得たなというのが本音であります。しかしながら、ほかの市町でも非常に苦しい部分も出てきておられることは事実であります。愛知県の中でも正直言って幸田町が一番じゃないのかなという感じがするわけでありましてけれども。そうしたときに、やっぱり集中的に幸田町がいじめられるかなという感じがせんこともないという気がしてならないわけでありまして。そうしたことも踏まえて考えていくときに、やっぱり先ほどの町長の施政方針の中でも挙がりましたけれども、法人町民税自体が減ってくる中で、何をどうしていったらいいか。歳入をふやしていくためにはどうしていったらいいかということで、貯金、基金を一生懸命ためてみえると。これも私は政策の一つとしては丸かなとは思いますが、正直言って毎年毎年基金を積み込んだ分だけ必ず返ってくる並びにプラスになるような状況というのがどうしても納得できない部分。ただ、27年度の3月に減収補てん債を16億たしか借りたと思うんですけれども、当然借金も返していけないといけないということもあります。でも、基金に積んだと。その基金が26億から28年には30億になっているんだと。そして、来年度は当然今予算を皆さん御存じだと思いますけれども、予算を15億使うわけでありまして、そういう点では基金は減りますけれども、でも一番大事なのはふるさと納税次第で幸田町の財政がどうなっていくかわからないような状況というのが見え隠れしているんですよ。だから、そういう点、ことしも4億、5億はふるさと納税でプラスになったからしっかり積んだよと、積めたよということでありまして、そこらの点は確かに基金は積んでいけないといけないということもわかりますが、町民はそこまでなかなか理解をしにくい部分が私はあるだろうなというふうに思いますので、あんばいよく財政は使ってほしいなど。幸田町が倒れないように、維持できるように頑張っていただきたいなというふうに思っています。

私は以上です。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 基金の関係でございますが、今委員が言われましたとおり、先ほどの30億の基金がこれでたまったということで説明させていただきましたが、実質はこの16億の借金、それから今回でも予想外のふるさと納税の御寄附をいただいたというようなことで少し上乘せができたということでございますが、こういったものがなければこの基金というのは現実的にはもう10億ぐらいまで下がってしまうというような状況にあるような基金でございます。ですから、町としましてはやっぱり30億ぐらいは本来常に持っておきたいと。どうしてもあつという間に10億、20億という基金はなくなってしまうということでございまして、毎年積み戻しというようなことをさせていただいて、毎年積み戻すんじゃないかと言われてればもちろんそうではございますが、そうしなければ安定的な財政運営はしていけないというのが実態でございますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 私からは、4ページの繰越明許費の教育関係の項目で質問させていただきます。

この繰り越しにつきましては、小学校・中学校の地震対策補強事業の関係であります。この予算につきましては当初幸田小学校と豊坂小学校で、豊坂小学校の工事については完了しているということ聞いております。幸田小学校につきましても当初予算であったわけですから、この28年度内にやっていただきましたかたわけではありますが、今回繰り越すということになっております。これについてはどういういきさつがあったのか説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 補正予算書の関係でいいますと、20ページと21ページになるかと思えます。教育費の中の小学校費と中学校費であります。これまでも小中学校の体育館のつり天井、これが落下するということで、拠点避難所でもありますので早期に天井の除却をするということが私どもの課題になっておりました。それで、27年度において荻谷小学校で初めてその体育館の撤去を行いました。残っておりますのが豊坂小学校の体育館、それから坂崎小学校の体育館、幸田小学校の体育館、それから北部中学校の体育館、あと4つ残っています。早期に、これはいつ来るかわからない地震に対してのことでもありますので言いながらも、やっぱり国の補助金を3分の1は頂戴をして実施をしたいという思いでおりました。28年度は豊坂小学校の体育館のつり天井の除却をしたいと。それから幸田小学校の外壁補修、こちらもしたいということで28年度の当初予算において計上させていただいていました。28年度に入りまして、4月、5月、6月を待ちましても、国からその補助採択が来ませんでした。やきもきやきもきして工期が取れなくなってしまうんじゃないかなと言いながらも、補助金がつかなければ着手がなかなかできないということで待つておりましたところ、8月2日に閣議決定がされまして、国の二次補正で経済対策をやるということが出ました。それに伴いまして、今回補助金であります学校施設の環境改善交付金、もう少し名称でいいますと

防災機能の強化事業ということで、残りのものもエントリーすれば28、29の中で見てくれるだろうということが流れまして、じゃあ、残っている全てを突っ込んで当たればめっけものではありませんが、とにかく早期にやりたかったので交付申請をいたしました。そうしました結果、11月16日に満額回答が来ました。ということは、全部やれるということになりました。ただし、工期的なものは11月の中旬に交付決定をいただきましても、いわゆる工事をやる工期がとれませんので、29年度の繰り越しをさせていただいて事業実施をさせていただきたいなど。豊坂小学校の体育館のつり天井は、もともと28年でつくものとして仮に持っておりましたので、それはこの11月に交付決定が来ましたので、即着手を契約をいたしまして年度内完了をいたしたところであり、もう一つ持っておりましたのが、幸田小学校の大規模改造も当初予算で持っておりましたが、これはさすがに夏休みを中心とした工事となりますので、これは29年度のほうに送るという形での繰越明許にさせていただいたという経過でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 発展的になって、最終的には町のためになるからということだと思います。この工事は国の補助金がついたということですが、この国の補助金は次年度に繰り越すことができるという確証はあるのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こちらのほうにつきましては、県の西三河事務所のほうに翌年度に繰り越してやらさせていただくということについての申請手続はしておりますので、これは間違いないかと思っております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それから、少し細かい話になりますが、金額的なことで少しお伺いをしたいわけです。幸田小学校の関係で当初1,600万の予算が計上されておりました、今回補正で4,651万1,000円、合計しますと6,251万1,000円ということになると思いますが、この幸田小学校の工事の予算に対して今回繰越金額が5,930万円ということで、予算に対して321万1,000円少な目に繰り越してという金額になっております。一方、坂崎小学校のほうは新たに今回2,108万9,000円の計上をされておりましたが、繰越額は2,695万円ということで、これは今回の新規計上よりも586万1,000円多目に繰り越す、繰越金額のほうが多くなっておりますが、この数字の調整だと思いたすがどのように調整されたのかお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 非常にこの数字のからくりがありまして、こちらの説明をするのはちょっと本当に難しいわけでありまして、28年度の当初予算の中では幸田小学校の大規模改造、いわゆる壁が落ちる落下防止をするための工事費を持っていると申し上げました。そのお金は使わずに流して持っているということでありまして、そのほかに先ほど言いました満額回答で、坂崎、幸田の体育館、それから豊坂小学校、北部中学校につきましていわゆる小学校費・中学校費の予算残を差っ引きまして、使用となる経費の中から予算残を差っ引きまして残り補正をするということになりました。そのやり方が、今当初予算と繰越明許の額が合わないということで、確かに数字的にそ

うなのでありますが、残っている予算の執行残をこれからやろうとする事業に案分をかけまして、事業費に案分をかけまして振り分けてやりました結果、繰越明許費とその当初思っていた金額との不突合が生じたということで、なかなか御理解いただくのは難しいと思いますが、そんな積算をいたしましてこのような形でお願いを申し上げさせていただいたところでもあります。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 実際これでしっかり事業ができますよということならそれでいいと思いますが、いろいろ余った予算で調整をしたというお話でしたが、幸田小学校の建設工事、これに当てた予算のうちが7,300万円、これは余ってきているというか入札残だと思いますが、余裕があったわけですが、これについてはこの金額があれば、今回起債をしなくてもこの金額を使えばよかったんじゃないかというふうに思ってしまうわけですが、入札残が7,300万円、これに対しまして今回起債額が5,980万円ですから十分このお金で使えたのではないかと思います、これについては何か理由があったのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回その事業費、工事費の減ということで、その分一般財源が確保できたということでございますが、今後起債の対象とならないような、例えば町民会館等の大規模修繕だとかそういったものもあり、公債費の低減を図りつつ必要に応じて借入れを行い、財政負担の平準化それから世代間の負担の公平化、こういったものにも配慮をして起債のほうを借りているということでございます。また、今回の起債に関しましては、補正予算債ということで借入れをするということで、幸田町の場合は不交付団体ということでございまして交付税のほうはいただいているわけですが、交付税算定におきましてもこれは算入率が高い算入率になるという起債であるということでございますので、幸田町の財政力指数も昔みたいに1.6とかあるときだったらこういったものは一切気にすることはなかったと思いますが、現段階では1.0台の財政力指数ということで、何かの間違いで1を切ることもあり得るということがありますので、少しでも交付税算入をされる起債であればあわせて借りておきたいと。それでない起債をやめてでも、こちらのほうを借りたほうが交付税の関係ではメリットがあるということもありますので、今回はこれは借入れのほうをさせていただくということでさせていただきました。

○1番（足立初雄君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 別冊の16ページの衛生費、10項、15目の予防費の委託料についてお伺いします。

まず、1点目として、予防接種法に基づいて行う定期接種と任意で行う公費助成接種がありますが、定期接種は毎年余り人数が変わらないのではないのでしょうか。先ほどの午前中の発表では見込みより少なかったということですが、その辺の理由をお聞かせください。

2点目としまして、予防接種法は国ないしは県の指導を受けて行うものなので、補

助金がつくのではないか。

以上、2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 予防費の補正の御質問でございます。予防費につきましては、この時期に毎年という形で実は減額の補正をお願いしているところでございます。予防費につきましては、議員が言われるように、定期接種になりますとほとんどの方が受けていただくというのが原則になりますので、当初予算におきましては、今年度接種をされる方に皆さん接種していただけるようにという予算を立てさせていただいております。ただ、実際、現実接種をしていただく方は100%ではないということで、この差額分が毎年この時期に減額という形で補正をさせていただいているということでございます。結果、予算に対する比としては85%程度が執行率という形になるかというふうに思います。また、接種率につきましては、国のほうは90%を目指すということでございますけれども、本町としては80%の後半という形で維持をしているところでございます。ただ、単年度でいきますと70%ということで、なかなか数字が難しいこととございますけれども、これにつきましては順次勧奨しながら、決まった予防接種については接種を終わっていただくという形で勧奨しておりますので、その辺の単年度での執行率の関係で予算が余っているということでございまして、接種される方の人数につきましては、ほぼ同じような接種率で推移をしているということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから、接種に係る費用の国の負担ということになります。定期接種につきましては、予防接種法の中で決めておりますA類の疾病に対する予防接種でございますので、当然これは自治体が行わなければいけないということなので、本来国のほうから費用の負担があるべきものだと思います。これにつきましては、本来交付税の算定基礎として算入がされておりますので、交付団体におきましては、この費用の幾分か交付されるということでもありますけれども、本町は不交付団体でありますので、この費用の1,100万ぐらいが予防接種の全体費用になりますけれども、ほぼ全額が町持ちという形になってしまうというのが現状でございます。

以上、御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 大体減額された理由はわかりましたけど、ただ、予防接種というのは、乳幼児とか高齢者、こういう免疫力の低下してる人に使うケースが多いものですから、なるべく100%に近づけるように町のほうとしても啓蒙して全員の方に打っていただくような努力をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 議員の御提案のとおりでございます。予防接種については100%を目指してということでございますけれども、町が行っております予防接種、特に定期接種につきましては大半が乳幼児の方の接種であります。そういう面では、低

年齢のところでは御父兄の方の意識も高いということで、年齢ごとの接種率を見ますと90%を超えるところがございますけれども、やはり日本脳炎等ですと年齢が高くなってから接種してなくて追加でという形の方についてはどうしても接種率が下がってしまうということで、全体的な接種率が少し下がるというような傾向にあります。そういう面では、その方たちについても勧奨をしているわけがございますが、忘れてしまう方も中にはお見えになりますが、絶対打たないという御父兄の方もお見えになりますので、この方たちについては再三にわたって勧奨をする場合もありますが、逆に拒否されてしまうということもありますので、この辺については記録をとりながら、特に忘れてしまったような方についての接種漏れのないように担当としては検診等を通じてお願いをしているところがございますので、接種率の向上については今後も努力していきたいというように思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） ほかに。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの総務部長の答弁で、聞きそこ間違いがあれば訂正いただきたいけれども、幸田町は今財政力指数1.0すれすれだよと、こういうことを言われたね。それで、話の中でいけば起債を充当するときに、交付税算定の基準財政需要額に算定をされる起債を借り入れたいということは、不交付団体から交付団体入りをしますよと、こういう意思の表明だよ。それはそれであなた方の判断ですわ。けれども、今までは我が町は不交付団体だといって胸を張ってきて、いよいよこれは詰まっちゃったと、うまくちょっと知恵を出して交付税の需要額がふえれば収入額が法人税の減だということで、これは1.0を割り込むわな。そういうことを目指しておられるのかどうなのか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 交付団体を目指しているかどうかと言われますと、非常に発言しにくいわけですが、あえて少しでも交付税算入される起債を借りたいと。あえて交付税をもらわない、要するに不交付団体を何が何でも守りたいというものではございません。適正な起債、有利な起債を少しでも借り入れをして、もしそれによって交付税がいただけるものであればそれはもらうというのも一つの方策であると。大きく税収が落ち込んだときに交付税で補填されるということがあんなら、それはそれでありがたい話であろうと。ですから、それに備えてやれる手は打っておくべきであろうというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、要は基本的なスタンスは何なのかということで、引き続き不交付団体がいいかどうかで、言ってみれば不交付団体のおまえらはひとり歩きできるから国のほうに一々頭を下げて補助金をもらってくるなど、おまえらは単独でやればいいじゃないかというのが今の自民党政府のやり方。しかし、そういう点でいきますと一面非常につらい面もあると。だから、うまく制度を生かして基準財政需要額に算定をされる起債を借りれば、1.0を割り込んで、0.09でもいいんだ。そうすれば、いろいろな点でつらい思いをして、おまえのところはひとり歩きできるじゃないか、町長が胸を張って歩いているじゃないかというふうに言われなくてもいいじゃないかなと、こ

ういう感覚なのかなど。要は、制度をうまく使うということと、その制度を使うことによつて今までの基本的なスタンスで我が町はとって町長が力んでたその内容から含めて、交付税をもらう交付団体に移行しようじゃないか、あるいは移行してもいいじゃないかと。そんなところで頑張らなくてもいいんじゃないという選択肢かなというふうに思うわけです。ただ、そうしたときに先ほどもちょっと触れられた基金の関係でも、基金が30億ありますよと、そのうち16億円が対策債ですよといったって、議員のほうや議会のほうが、いや、あんな幸田町は黒字財政ですよと、黒字運営ですよと、ばんばんですよとって一生懸命あおっているじゃない。そういうことがある中で、今はそういう借金の仕方の問題について方針転換なり考え方を転換されたのかどうなのかということをお伺いしているわけだ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） かねてから幸田町の場合は、この30数年、不交付団体を続けているということでございます。もともとそういった不交付団体であることが当たり前であると、幸田町はいわばお金持ちの町だというような認識というものが我々にもありますし、町民の方にも多分あるであろうと思っております。ただ、この今の御時世、不交付団体いじめというものは国のほうがかなり強めていると。先ほどのお話にもありましたけど、例えば予防接種一つとってもそうです。これも、もともとは定期接種になる前であれば補助金がついたりとかいろいろありましたが、定期接種になれば交付税で対応するというようなことになってくるということで、不交付団体は全て自主財源で行えという形になってしまいます。例えばふるさと納税にいたしましてもそうです。ふるさと納税も交付団体であれば、自分のところの市民・町民がよその市町に寄附したときに交付税で75%補填される。ところが、不交付団体は1円の補填もないというようなこと。全てにおいて、もちろん法人町民税のお召し上げ、こういったものに関してももちろんそうです、全てにおいて現在は不交付団体にとっては逆風が吹いているということでございます。先ほど言いました交付団体を目指すかどうかということでございますが、目指したくはありません、もちろん。もちろん自主財源はしっかり確保して、不交付団体というものをこれからも続けていきたいという思いはもちろんございます。ただし、このような攻撃を受けている段階でございますので、打てる手は打っておこうということで、議員が言われるように制度をうまく使う必要もあるであろうということで、備えるべきは備えていこうという考えでいるということで御理解を願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この問題につきましては、予算特別委員会でじっくり膝を突き合わせて話をしていきたいと思っております。この補正予算について、町長は決算を見込んだもので、人件費を精査した内容だよと、こういうことを言われたわけだ。その根拠については後ほど申し上げますが、民生費の中で大草老人憩いの家の用地購入費565万7,000円があります。年度末にきてこれが補正ということであればまた考え方もあるが、新規計上ですよ。新規に計上をされたという点で、一つはどういう選択肢なのかということともう一つは、私がぱつとつらつら考えるのは昔のJA大草支所の駐車場の全面的か一部なのか、まあ、そういうこと。要は、面積がどれだけなのか、地目は何なのか。

そして、不動産鑑定によるということですから、鑑定値は平米当たり幾らなのかということですね。それから、もう一つは所有者は誰かと。

以上。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 20款の民生費のところでは補正をさせていただきました。

これは追加補正ということでさせていただきました。あいち三河農協の大草支店の駐車場用地というんですか跡地というんですか、こちらのほうの購入につきましては、28年度当初予算で計上させていただいております。これにつきまして、27年の10月ぐらいに農協のほうから買い入れの申し出がございまして、28年度の予算を組まさせていただきますときに、その当時の担当といたしましては市街化調整区域内の土地であると。それから、単に売買実例の非常に少ないということでもありますので、固定資産の評価額をもって売買価格としたいということで予算設定をさせていただきました。そのときの平米当たりの単価でございますが、2万352円という形で予算計上させていただきました。ただ、この金額で農協との交渉に入った段階で、やはり固定資産評価額では低いのではないかと。実勢価格に近いところで買っていただきたいということでありましたので、その辺の調整につきまして実は1年かけて調整をさせていただいた、その中でやはり町のもう一つの売買する基準として固定資産評価額とそれから不動産鑑定額、こちらのどちらかを選ぶわけでございますが、それであれば不動産鑑定をした額で買わせていただきたいということで申し出をしたところ、その金額について交渉に乗るということでありましたので、不動産鑑定をしたところ、鑑定価格につきましては平米当たり2万6,300円という価格が出てまいりました。この価格で面積に掛けて買収するというので、これについては農協さんのほうとも調整がされて今回補正を出させていただいたということでございます。面積的にいいますと、全体で951.07平方メートルになります。これは、農協の旧の大草支店がありましたところの前の駐車場ほとんどでございます。ただ、一部地元の神社の持ち物がありますので、それを除いた農協の所有してる土地について951.07平米を全て買収させていただくということになります。大草老人憩いの家はその駐車場の裏手に実は建っておりまして、道路にも面してないというような、この買収のときに初めて私もわかったわけですが、余り好ましくない形で建っているということなので、ぜひともこの正面を駐車場として利用する上でも全面積を買わせていただくという交渉を進めてまいりました。したがって、土地については宅地というところと、それから登記地目ですと雑種地というふうに分かれているところもあるわけでございますが、全体的には現況宅地という形で購入をさせていただいたということになります。この不動産鑑定につきましては、12月いっぱいまで交渉した中で不動産鑑定に出すということですので、1月に入りましてこの価格については出したものを補正予算に載させていただいたというのが経過でございますので、その点御理解いただきたいと思います。所有者は全てあいち三河農協になってございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今答弁をされたように、当初幸田町は固定資産評価額によるということでJAがペーということで、今度は不動産鑑定。不動産鑑定というのは、一面公平

さがあるような感覚ですけれども、この関係でいけば相見駅の西に幸田町が土地を買うという形で、町が思っていた値段に対して鑑定値が3段階になったと。3段階になってどこをとるかということになって、鑑定値をどうするこうするといったら、要は不動産鑑定といったって依頼者が、いわゆる幸田町の意向に沿って鑑定値は出されますよということが、あなた方は答弁で平気でしゃあしゃあ言ったわけだ。もっともらしい顔をしながらやってることは俺らの言うとおりに鑑定値は出されるものだよという、鑑定値の仕組みというものをそこでとくと教えていただいたという経過があるということだけ申し上げて、次に移ります。

教育費の公民館事業の中の市場公民館の公民館用地購入費ということで、これは790万円減ということになりますよね。これは何なのか。当初はぶっかけだ。ぶっかけでパーンとぶっかけておいて、いよいよ済んだらこれはもともと農地なんですよ。やったら29.3%減だと、当初予算に対してな。じゃあ、どういうぶっかけ予算があったのか。地元の圧力に屈服したのか、農地の関係でね。そういう点からいくと、この関係もこれはまたおかしな話、これを説明いただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 減額を今回させていただいた主な内容は、先ほどの大草の憩いの家の関係とよく似て、不動産鑑定を入れて出した平成27年度に行いました不動産鑑定の結果、当初の予算組みのときは平米で7万3,000円ということで予算見積もり、積算をいたしておりましたが、27年度末に行いました不動産鑑定結果、これが平米6万3,000円ということで土地所有者と交渉をいたし、結果といたしまして不動産鑑定結果どおりの6万3,000円平米でまとまったという経過があるということで、その不動産鑑定の中身までは深くはあれですけれども、そうした状況の減額ということでございます。

○14番（伊藤宗次君） 地目は。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今私のちょっと手持ちでは地目までは持っておりません。後ほどお話をさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 地域の人たちが草刈機を持ってばっときれいにしてやって、みんな農地だとわかり切ってるじゃない。まあ、いいや。そういうことともう一つは、先ほど申し上げたけれども、年度末を見込んだ、いわゆる決算を見込んだものだよと、人件費を中心にとということですが、総務部長、過去5年間、24、25、26、27、28、各この年度で年度末に精算をされておりますよね、大体は。その中で出てくるのは人事異動による人件費減ということですが、それぞれの年度で補正予算書でいきますと、22ページ的一般職の総括表というのが（1）、その一番下に（2）でその内訳が書いてある。このトータルでいきますと、各5年間の年度でどれだけやってきたのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 済みません、人件費の関係ですので担当の部長として私が手を

挙げさせていただきました。

申しわけございません。過去のその実績が今手元にございませんで、答弁できません。お願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ざっと私なりにやっていると、24年度が3,010万円、それから25年度が同じく3,010万円、それから26年度が6,563万3,000円、27年度が5,436万7,000円。問題はこの28年度、べらぼうだよな、町長が大好きなべらぼうだと。べらぼうなのを出してくる、約1億円です。9,560万円これが給料と手当と共済の補正にかかわる減です。当初予算。そうすると、町長がよく言われるわ、財政規律だと、あるいは予算会計だと。今年度というよりも先ほど町長が述べられた施政方針や予算の大綱についても、ざっとって非常に厳しいよということは書いてないけど、要は何えるよと。その5ページでは、財調が15億7,375万円おろしたとってね、おろしたと言いながら早いときには9月で取り崩しをやめる。12月と3月で取り崩しをやめただけじゃなく、さらに積み増して、積み増して、今は30億を超えておりますといったときに、何だと。財政が厳しい、厳しい、予算管理だ財政規律だというのは大概大概にしないとあかんよということなんです。そういう点からいって、こういう予算の組み方、決算を見込んで年度末には人件費だけでも9,500万を超えるような。そういうことになることは、当初予算でそれだけ財源留保したんじゃないかと。人事異動だというなら、人事異動による人件費のどうこうなんていうのは、給料とか役職手当とか共済費とかそんな大きな金額は出てこないわけだ。出てこないということは当初予算にぶっかけて、財源留保したなど、こういうことしかないでしょうが。どういう説明をするの。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この人件費につきましては、確かに今議員が言われるように、今回大きな補正額になっているということでございます。特にこの人件費において、財源留保を目的として膨らませたというようなことは一切ございません。人件費に関しましては、当然各事業において支払いのほうをしていくということですので、少しずつもちろん安全率を見て余裕を見てあるという部分があるということでございます。こちらのほうも本来はぎりぎり予算を組みたいところではございますが、年度途中で追加追加の補正というのも難しいものですから、ある程度の額はやむを得ずということで当初予算を組んであるということでございます。この段階になりましてしっかり精査をさせていただいて、今回減額補正をさせていただいたということでございます。次年度以降につきましても、少しでも大きな留保にならないようにとは思いますが、これはある程度はやむを得ないというふうに判断をしております。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 人件費につきましては、義務的経費ということでありまして、人件費、扶助費、公債費、この3つが義務的経費ということでありまして、中でも人件費については、必ず毎月支払いが発生いたします。地方自治法の220条では、議員にお認めいただける款、項の議決科目のそれぞれの款間と項間の流用というのは禁止されて

おります。ただし、予算の定めるところによって人件費については同じ款の中で、項の間で流用は認めていただいております。そういった意味で、人件費についてはその流用というのを安易にはならない性格的な人件費というものだと思いますので、担当といたしましても執行率100%に近い積算をするのが好ましいわけがございますけれども、ただいま総務部長が言ったように、それぞれの目内の総務一般事業である程度車と言う遊びを持たせた予算というのは、どうしても流用という部分を考えるとその事業内で何とか執行をしたいという担当の思いもありまして、そういったそれぞれの事業のちょっとした遊びのちりも積もれば山となるということで、その部分が不用額として発生しているということでもあります。決して財源隠しという意図は全くございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはあってもないって言わないとしょうがないじゃないか。それはございませんよと言っておきながら、じゃあ、毎年毎年この人件費が増減をするときには、予算書の最後のページに予算総括表という形で給与明細が出てきますよね。今回の補正予算でいきますと22ページの冒頭ですね。補正予算給与費明細書というのが出てくるわけです。こういう中で人事異動だ、人事異動だというのがあなた方の口ぐせだ。例えば今回でいけば、人事異動によるものについてはマイナスだな。特別職も若干入らへんか。マイナスになっているわけだ。ということになりますと、じゃあ、今回のあなた方が人事異動だという説明の中で9,560万円の人件費、これはトータルですよ、これはどうなのかと。やっぱり、車を運転するときはハンドルの遊びがなくちゃいけないと。ハンドルの遊びがガタガタだったらどこへ走っていくんだ。遊びは必要ですよ、それはちょこちょこちょこつと。まあ、せいぜい度数でいったら3度から5度です。それ以上の遊びがあったら車がどこへ走っていくかわからへんと、町長と一緒にじゃないの。そんな形の中で、これが財源留保じゃございませんよと言うならば、じゃあ、なぜ24年度、25年度でそれぞれ3,010万円で済んだのか。あるいは、27年度でいけば5,436万7,000円で済んでるよと。しかし、28年度ではほぼ倍額ですよという点からいけば、それは遊びもときには横道にそれる遊びもありますよと、車が蛇行してもしょうがないじゃないかと。できの悪い町長のもとの運転だからと、こういうことになるだろう。そういうような予算編成をしながら、いや、財政は厳しいですよと、来年度も15億7,375万円基金の取り崩しがありますよと。先ほど指摘があった、当初予算で基金を取り崩して、早いときには9月でもう取り崩してやめだと。12月と3月には確実にだよ、確実に取り崩しをやめだじゃないよな、だけで済まへん。さらに積み増していく。積み増して、積み増してといったときに、当初予算の中で基金を取り崩して収支の調整を図っておりますよと。これだけ厳しいですよと言いながら、やるべき仕事も何もやらないで口先だけでぺらぺらぺら言ってる。言葉あって中身なしと、こういうことでしょ。そういう点からいけば、こういう予算の最終補正という形でいけば、ずっと踏襲をされておきながら、この28年度は9,500万円も出てくるというのは異常だとは思いませんかということなんだ。内部留保じゃない、若干調整しております

わという、それは企画部長は正直なもので遊びがあってもいいじゃないかと。その遊びの限度の問題だわ。9,500万もあっていいかということでは、私は精査されるべきだろうし、財源留保ではございませんと言いながら、指摘を受けるような内容の財源留保ではないですかと、こういうことを申し上げている。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） ただいま議員のほうから、過去の実績ということで数字を聞いて、確かに9,000万弱の補正額ということで、ちょっと減額が大きいなというのは改めて認識したところでありまして、ただ言えるのは、年金の要は一本化ということで標準報酬制度というのが変わってまいりました。今まで共済への掛金というのは基本給に対して何パーセントという率で弾いておりましたものが、この一本化によりまして標準報酬の基本が手当まで含まれて算定されます。したがっていろいろ扶養手当が年度途中でふえたり、時間外がその月に非常にふえたりといった、要は変動要因がこの標準報酬制によって掛金の額が変わってきます。したがって、そういった部分も含めて担当としては、この28年度については若干安全を見たのかなという部分があるかと思えます。29年度についてはこの1年間の実績を見て、ある程度担当としてもそういった部分を考慮して予算を積算してと思えますので、来年度は若干の遊びになるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 先ほど答弁漏れをいたしました55款教育費の公民館費の市場公民館の駐車用地であります。1筆でございますが、登記簿地目それから現況とも田であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案6件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

初めに、第11号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第12号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第13号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。



日程第7

○議長（浅井武光君） 日程第7、第2号議案から第10号議案までの9件と第17号議案から第25号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第2号議案から第10号議案までの9件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案書の3ページをお願いいたします。議案関係資料は、5ページから11ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

第2号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行、介護休暇の分割並びに介護時間の新設に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、早出遅出勤務における職員が養育する子について、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を含むように範囲が拡大され、介護を必要とする一つの継続状態ごとに、介護休暇の期間を3回に分けて取得可能にし、連続する3年の期間内において、1日2時間を超えない範囲内で取得することができる、無給休暇の介護時間の規定を新たに加え、その他条項及び字句の整理を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。議案関係資料はく12ページから16ページでございます。あせてごらんいただきたいと存じます。

第3号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行及び非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、非常勤職員の育児休業に係る要件の一部について、養育する子が2歳に達する日までに、任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととされていた要件を1歳6カ月に緩和し、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定める者として、職員が現に監護する者等に準ずる者を規定し、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書及び同法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情として、特別養子縁組の請求に係る家事審判事件の終了等の規定を加え、その他条項及び字句の整理を行うものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。議案関係資料は、17ページから33ページでございますので、あせてごらんいただきたいと存じます。

第4号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する等の法律等、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、第1条関係では、法人町民税の関係につきましては、消費税率10%以上が段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮

小が図られ、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から法人町民税法人税割の税率を9.7%から6%へ引き下げる改正をするものであります。

施行期日は、平成31年10月1日からでございます。

また、個人町民税の関係につきましては、住宅借入金等特別税額控除の対象となる家屋への入居期限を、消費税率10%への引き上げ時期が2年半延長されたことに伴い、平成31年6月30日から平成33年12月31日まで2年半延長するものであります。

施行期日は、平成29年4月1日からであります。

次に軽自動車税の関係につきましては、グリーン化機能を維持・強化するため、軽自動車税環境性能割を創設し、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して軽自動車税環境性能割を課すこととし、軽自動車税環境性能割の創設に伴い現行の軽自動車税を軽自動車税種別割と名称変更し、平成32年度からの軽自動車税は軽自動車税種別割によって課する改正を行うものであります。

施行期日は、平成31年10月1日からでございます。

次に第2条関係につきましては、平成26年幸田町条例第15号の「幸田町税条例の一部を改正する条例」の附則第6条、第3条関係につきましては、平成27年幸田町条例第20号の「幸田町税条例等の一部を改正する条例」の附則第5条につきまして、今回の第1条の改正に伴う字句及び条項の整理をするものです。第2条、第3条の施行期日は、平成31年10月1日からでございます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。議案関係資料につきましては、34ページから36ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

第5号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、指定管理者制度を導入することに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、幸田町障害者地域活動支援センターの管理を指定管理者に行わせるため、第13条を第14条に改め、第12条の次に、新たに管理の代行等を定める条項として、指定管理が実施する事業項目及び読みかえ規定等を規定する第13条を加えるものであります。その他字句及び引用条項の整理についても行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。議案関係資料は、37ページから38ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

第6号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、主任介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に、5年を超えない期間ごとに研修の受験を義務づける介護保険法施行規則の改正に基づき、第3条第1項第3号中の「主任介護支援専門員」の引用条項を改正するものであります。

あわせて、その他の引用条項の整理について行うものであります。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。議案関係資料は、39ページからでございます。あわせてお願いいたします。

第7号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

提案理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、介護保険法に定める介護給付に、新たに「地域密着型通所介護」が加えられ、また、「居宅介護支援事業者」に係る指定の権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、関係する規定の整備を行う必要があるため、条例の整備、統合を行い、新たな条例を制定するものであります。

制定する条例は、第1章で総則を、第2章で指定地域密着型サービス事業の基準等を、第3章で指定居宅介護支援等の事業の基準等を、第4章で地域密着型介護予防サービス事業の基準等を、第5章で指定介護予防支援等の事業の基準等について、それぞれのサービス区別に、介護保険法で市町村の条例で定めなければならないと定められている基準等と一般的原則、及び非常災害対策並びに記録の整備について定めております。

具体的には、市町村条例で規定しなければならない基準については、「地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定数」については、「29以下」と定め、「サービス事業者の要件」としては「法人」として定めております。また、都道府県が定める基準に基づき省令に定める基準以外の基準については、「地域密着型介護老人福祉施設の一つの居室の定員」について、「町長が認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。」とし、「記録の保存年数」については、「5年間」と定めることといたしました。

なお、新たなサービス事業である「地域密着型通所介護」については、第2章で規定するサービス事業の基準の適用を受け、指定の権限が県から移譲される「居宅介護支援事業」の基準については、第3章で定めております。

また、「幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」において定められていた基準において、新条例に規定する基準以外の基準については、各サービス区分ごとの「サービス基準を定める省令」を適用する規定を設けたため、3つの条例は廃止することとし、その廃止については、附則第2項で規定したところであります。

施行期日につきましては、公布の日からとしておりますが、「指定居宅支援事業」の指定の権限が県から移譲されるのが平成30年4月1日からであるため、「指定居宅支援事業」の基準を規定している第3章の施行期日は、平成30年4月1日からでございます。

ます。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。議案関係資料は、40ページから42ページであります。あわせてごらんいただきたいと存じます。

第8号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、「幸田町地区計画」におきまして、相見駅周辺地区計画の地区整備計画における建築物等の用途の制限の変更に伴い、必要があるからであります。

改正の概要は、幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の第3条（建築物の用途の制限）における別表第2（建築物に関する制限）の相見駅周辺地区整備計画区域（約6.4ヘクタール）の「建築してはならない建築物」の制限において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による風俗営業の種別の見直しに伴い、変更するものであります。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案書の33ページをお願いいたします。議案関係資料は、43ページから45ページでございます。

第9号議案 字の区域の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、幸田岩堀土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるからであります。

本件につきましては、1月13日付で幸田岩堀土地区画整理組合理事長名にて、土地区画整理事業に係る換地処分を行うに当たり、変更調書を初めとする関係資料を付して依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、幸田岩堀土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本町内の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2のとおり変更するものであります。

次に、34ページをお願いいたします。

字の区域の変更調書となりますが、地区名は、岩堀地区であります。

「字の区域の変更の内訳」につきましては、大字菱池字蔵前、大字菱池字銘鍛冶、大字菱池字山ノ郷、以上の変更となる3つの小字の土地とその区域に編入する従前の字名、地番等を表示させていただいております。

次に、35ページをお願いいたします。

別図第1であります。これは従前の字界、字名を表示した図面です。36ページにつきましては、別図第2であります。これは区画整理事業の換地後の字界、字名を表示した図面でございます。

今回の変更の概要といたしましては、岩堀土地区画整理事業に伴い、字界を区画整理後の道路、水路によって定めるというものでございます。

続きまして、議案書の37ページでございます。議案関係資料は、46ページから55ページでございます。あわせてごらんいただきたいと存じます。

第10号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

町道路線を認定及び廃止するため、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規

定に基づき、議決を求めるものであります。

提案理由としましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、住宅開発2件と県営ほ場整備によるもので、「矢尻5号線」を初め30路線であります。

内訳としましては、菱池字矢尻地内における住宅開発による道路整備に伴う廃止認定路線としまして町道「矢尻5号線」、芦谷字餅田地内における住宅開発による道路整備に伴う新規認定路線「餅田3号線」、県営緑農住区開発関連土地基盤整備事業の深溝地区における道路管理移管に伴う廃止路線が9路線、廃止認定路線が3路線、新規認定路線が16路線でございます。

なお、路線名等詳細につきましては、38ページから42ページにありますので、御参照いただきたいと思います。

以上が、第2号議案から第10号議案までの単行議案でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、第17号議案から第25号議案にわたっております、平成29年度幸田町会計別の当初予算の概要について、一般会計から順次、説明をさせていただきます。

まず、「平成29年度予算書および説明書」をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算についてでございます。予算書および説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1条でありますけれども、「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ153億8,000万円と定めるものであります。前年度比107.9%で、11億2,000万円の増であります。

第2条「地方債」につきましては、18ページの「第2表地方債」のとおり、児童館建設事業に1億2,100万円、道路改築事業に1,200万円、災害対応特殊救急自動車整備事業に2,000万円、消防水利整備事業に800万円、消防指令システム共同整備事業に2億1,400万円、坂崎小学校整備事業に1,700万円、地区公民館整備事業に800万円を予定しております。

次に、13ページに戻っていただきたいと思います。第3条「一時借入金」の最高額は、10億円と定めるものでございます。

第4条では、歳出予算の流用の取り扱いについて定め、記述のとおりお願いするものであります。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照いただきたいと思います。予算内容につきましては、26ページからをごらんいただきたいと思います。

10款の町税であります。町税全体で78億6,000万円といたしました。

個人町民税は、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより、25億4,000万円とし、また、法人町民税は、自動車関連企業の減収により、2億5,900万円といたしました。

固定資産税は、土地分につきましては、企業等の事業用地の農地転用等による増加、家屋分につきましては、土地区画整理事業区域内を中心とした一般住宅及び大規模店舗

等の新築による増加、そして償却資産分につきましては、企業の設備投資の促進による増加を見込み、固定資産税の総額は43億9,300万円といたしました。

軽自動車税につきましては、燃費性能がすぐれている軽自動車の税率を新規取得した翌年度に限り軽減する特例措置が終了し、本来の税率に戻ることに伴う増により、9,150万円といたしました。

たばこ税につきましては、前年度と同額の2億7,300万円といたしました。

28ページを次にごらんいただきたいと思います。入湯税につきましては、前年度と同額の350万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由によりまして、3億900万円といたしました。

次に、15款の地方譲与税につきましては、実績を考慮し、1億3,800万円といたしました。

20款の利子割交付金につきましては、預貯金利子等の増加や法人の控除・還付額の減少等により940万円とし、21款配当割交付金につきましては、少額投資非課税制度の利用者の増加によりまして、4,000万円といたしました。

次に、30ページをごらんいただきたいと思います。22款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、配当割交付金と同様の理由によりまして、2,400万円といたしております。

23款の地方消費税交付金につきましては、実績を考慮し、前年度と同額の7億円といたしました。

25款のゴルフ場利用税交付金につきましては、非課税利用者の増加により1,900万円とし、30款の自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しにより7,500万円といたしました。

33款の地方特例交付金につきましては、実績を考慮し、4,000万円といたしております。

35款の地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

次に、32ページをお願いいたします。

40款の交通安全対策特別交付金につきましては、実績を考慮し、前年度と同額の500万円といたしました。

45款の分担金及び負担金につきましては、減免の拡張に伴う保育料保護者負担金の減などにより、2億4,016万4,000円といたしました。

次に、32ページから35ページをごらんいただきたいと思います。50款の使用料及び手数料につきましては、放課後児童健全育成手数料の見直しによる増などにより、2億2,932万5,000円といたしました。

36ページから39ページをごらんいただきたいと思います。

55款の国庫支出金につきましては、児童手当負担金、(仮称)豊坂児童館建設事業に対する次世代育成支援対策施設整備交付金、坂崎小学校校舎増築にあわせて整備する、坂崎第2児童クラブ教室に対する子ども・子育て支援整備交付金、町道野場横落線整備などに対する社会資本整備総合交付金などであり、総額を11億3,892万7,000

円といたしました。

次に、38ページから47ページにわたります。

次に、60款でございます。県支出金につきましては、認定こども園に対する認定こども園等施設型給付費負担金、地域型保育に対する地域型保育給付費負担金、多面的機能支払交付金などであります。総額を、7億5,966万1,000円といたしました。

次に、46ページをお願いいたします。

65款の財産収入につきましては、基金利子、財産貸付収入などが主なもので、総額を1,087万9,000円といたしました。

次に、46ページから49ページでございますが、70款の寄附金につきましては、ふるさと寄附金が主なもので、総額を13億1万7,000円といたしております。

次に、48ページをお願いいたします。

75款の繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、基金財源で補填することとしておりますが、全体の財源調整及び事業推進のために財政調整基金、教育施設整備基金からの繰り入れ等を行い、総額を15億7,374万5,000円といたしております。

次に、80款繰越金につきましては、前年度と同様の3億円といたしました。

50ページから57ページにわたり、85款諸収入につきましては、小中学校給食費等が主な収入でありまして、総額を5億788万1,000円といたしました。

56ページの下段をごらんいただきたいと思いますと思っておりますけれども、90款の町債につきましては、児童館建設事業、道路改築事業、災害対応特殊救急自動車整備事業、消防水利整備事業、消防指令システム共同整備事業、坂崎小学校整備事業、地区公民館整備事業について起債することとし、総額を4億円といたしました。

以上が、平成29年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要でございます。

次に、歳出でございます。

歳出の款の総額につきましては、22ページを参照いただきたいと思います。その予算内容につきましては、60ページからとなっておりますが、性質別区分に基づき、説明をさせていただきますので、別冊となっております「平成29年度当初予算概要」の5、6ページにあります「平成29年度一般会計予算款別・性質別一覧表」をごらんいただきたいと思います。

人件費、扶助費、公債費で構成されております義務的経費につきましては、総額で、対前年度比104.0%の64億4,024万4,000円となっております。その主な要因といたしましては、認定こども園に対する施設型給付費や障害者福祉に係る扶助費が、対前年度比111.4%の21億7,571万8,000円となったことによるものでございます。

普通建設費等の投資的経費につきましては、総額で、対前年度比97.8%の16億9,329万3,000円となっております。普通建設費の主なものといたしましては、岡崎市こども発達センター整備負担金、(仮称)豊坂児童館建設事業、道路新設改良事業(町道野場横落線他)、消防指令システム共同整備負担金、災害対応特殊救急自動車整備事業、坂崎小学校校舎増築事業、町民会館さくらホール・つばきホールの音響・照

明改修工事費等でございます。

物件費・維持補修費・補助費等などのその他の経費につきましては、総額で、対前年度比114.4%の72億1,646万3,000円となっております。その主な要因といたしましては、物件費では、ふるさと寄附業務に係る委託料、補助費においては、岡崎市こども発達センター運営費負担金、その他、医療施設等整備基金への積立金等の増加によるものであります。

以上が、平成29年度幸田町一般会計予算の概要であります。

続きまして、第18号議案 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算につきましては、予算書および説明書の153ページからでございます。ごらんいただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3,807万6,000円と定めるものであります。対前年度比167.0%、1,527万5,000円の増であります。増加の主な要因といたしましては、一般会計等への土地の売り払いによる財産収入が増加したことによるものであります。

続きまして、第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

181ページからでございます。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ38億4,472万円と定めるものであります。対前年度比101.3%、5,103万2,000円の増であります。増加の主な要因といたしましては、保険給付費の増加見込みによるものであります。

続きまして、第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

223ページからをごらんいただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億61万5,000円と定めるものであります。対前年度比110.2%、3,704万2,000円の増であります。増加の主な要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算についてでございます。

251ページからでございます。ごらんいただきたいと思っております。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ19億4,359万8,000円と定めるものであります。対前年度比105.9%、1億811万5,000円の増であります。増加の主な要因といたしましては、介護サービス給付費等の増加を見込んだことによるものでございます。

続きまして、第22号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算についてでございます。

293ページをお願いいたします。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,436万

5,000円と定めるものであります。対前年度比65.9%、1億7,266万7,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、平成28年度にて建物移転が完了したことによるものでございます。

第2条「地方債」につきましては、296ページの「第2表地方債」のとおり、幸田駅前土地区画整理事業において、電線類地中化及び区画道路整備で、5,220万円の起債を予定しております。

続きまして、第23号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

325ページからでございます。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,855万7,000円と定めるものであります。対前年度比92.6%、2,782万6,000円の減であります。減額の主な要因といたしましては、処理場の維持管理費の節減によるものであります。

続きまして、第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算についてでございます。

357ページからでございます。

第1条「歳入歳出予算」の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億5,358万1,000円と定めるものであります。対前年度比100.8%、611万4,000円の増であります。増額の主な要因といたしましては、集落排水を下水道へ接続する下水道全体計画変更、企業会計移行業務及び管路維持管理費の増加でございます。

第2条「地方債」につきましては、360ページの「第2表地方債」のとおり、公共下水道事業で1,350万円、流域下水道事業で1,200万円、企業会計移行事業で4,700万円を予定しております。

最後になりますけれども、第25号議案 平成29年度幸田町水道事業会計予算についてでございます。

385ページからでございます。よろしく願いいたします。

収益的収入につきましては、8億1,394万3,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億3,229万5,000円を計上し、収益的収支差引は、8,164万8,000円となっております。

次に資本的収入につきましては、1億5,045万7,000円を計上し、資本的支出につきましては、3億7,163万7,000円としております。これにつきましては、区画整理事業関連や重要給水施設への配水管敷設工事などを計上し、推進してまいります。

資本的収支における不足額の2億2,118万円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することとしております。

以上、第17号議案から第25号議案までの平成29年度幸田町会計別当初予算の提案理由の説明をさせていただきました。これで、本定例会に提案をさせていただきます、単行議案9件と、当初予算関係9件の説明をさせていただきました。

慎重審議の上、全議案とも可決、承認を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

す。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散開といたします。

次回は、3月6日月曜日、午前9時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、15時5分に行いますので、委員の方は会議室へ出席をお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年3月2日

議 長

議 員

議 員